

令和6年度第2回

世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会

議事録

令和6年7月1日

開催日時
開催場所
出席者

2024年(令和6年)7月1日(月) 9時30分～12時30分
二子玉川分庁舎1階 大会議室

■審議会委員 (●:欠席者)

学識経験者	稲垣 具志 (会長) 小島 直子 早川 克美 橋本 美芽 (副会長) 寺内 義典
区民代表	鈴木 忠 坂 ますみ 山形 重人 鈴木 政雄 入江 彩千子 ● 本多 忠雅 ● 須田 和孝 木村 圭子 谷 聖子
事業者	柏 雅康 上田 ときわ 濁澤 雅(代理:乾 健太郎)

■ユニバーサルデザインアドバイザー

男鹿 芳則

■関係所管

高齢福祉部長 山戸 茂子

障害福祉部長 杉中 寛之

砧総合支所 街づくり課長 市川 泰史

烏山総合支所 地域振興課長 大谷 昇

政策経営部 政策企画課 係長 志村 光三郎

政策経営部 広報広聴課長 中西 明子

DX推進担当部 DX推進担当課長 齊藤 真徳

総務部 研修担当課長 佐々木 るみ
庁舎整備担当部 庁舎管理担当課長 白木 裕二
庁舎整備担当部 庁舎建設担当課長 鳥居 廣基
危機管理部 災害対策課長 河野 雄治
施設営繕担当部 公共施設マネジメント課長 高橋 毅
生活文化政策部 文化・国際課長 小澤 弘美
スポーツ推進部 スポーツ推進課長 田中 勝将
環境政策部 環境保全課長 野元 憲治
保健福祉政策部 保健福祉政策課長 望月 美貴
高齢福祉部 高齢福祉課長 佐藤 秀和
高齢福祉部 介護予防・地域支援課長 横尾 拓哉
障害福祉部 障害施策推進課長 宮川 善章
障害福祉部 障害者地域生活課長 須田 健志
子ども・若者部 子ども家庭課長 瀬川 卓良
世田谷保健所 健康企画課長 桐山 徳幸
都市整備政策部 住宅課長 江頭 勝
都市整備政策部 居住支援課長 竹内 誠
みどり33推進担当部 公園緑地課長 岸本 隆
土木部 土木計画調整課長 春日谷 尚之
土木部 交通安全自転車課長 佐久間 浩康
教育政策・生涯学習部 教育環境課長 高野 明
教育総合センター 支援教育課長 中塩屋 大樹

■事務局

都市整備政策部長 笠原 聡
都市整備政策部 都市デザイン課長 青木 徹
都市整備政策部 都市デザイン企画調整担当係長 新岡 理江
都市整備政策部 都市デザイン企画調整担当
小林 喜成、松村 明日香、青山 みゆう、中里 萌愛

令和6年度第2回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会

令和6年7月1日(月)

開会	
都市デザイン課長	皆さん、おはようございます。定刻の時間となりましたので、これよりUD審議会を開催させていただきたいと思います。まだオンラインで木村委員が出席されてないようですけれども、時間を過ぎましたので、これより令和6年度第2回ユニバーサルデザイン環境整備審議会を開催させていただきます。 本日は朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は事務局の司会を務めさせていただきます、都市デザイン課長の青木でございます。よろしくお願いいたします。 本日の審議会は、会場とリモートを併用して開催しております。ご理解、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、本日の審議会委員の皆様の出欠状況について確認いたします。本日は本多委員、須田委員の2名が欠席となっております。ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第8条に基づく定足数を満たしております。本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。 続きまして、本日使用する資料の確認をさせていただきます。 まず1つ目、「次第」になります。 2つ目、資料1「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)素案」。 3つ目、資料2「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)素案 概要版」になります。 4つ目、資料3「令和6年度スケジュール」。 5つ目、資料4「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)骨子」になります。 以上5点は事前に送付させていただいております。 続きまして、追加資料といたしまして2点メール送付をさせていただいておりますが、6つ目で「施策の体系図」。A3判、1枚になります。 7つ目ですけれども、「世田谷区UDスタイルワークショップのご案内」を会場の皆様に机上配付しております。 また、本日も冊子「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2

	期)後期」を使用いたします。オンライン出席の方はお手元にご用意をお願いいたします。会場の皆様にも貸出用をご用意しております。 不足している資料がございましたら、恐れ入りますが、事務局までお知らせ願います。資料はそろっておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。 それでは、開催に先立ちまして、都市整備政策部長の笠原より一言ご挨拶申し上げます。
都市整備政策 部長	おはようございます。都市整備政策部長、笠原です。本日また朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 今年度第1回のUD審議会でご議論いただきました骨子案につきましては、その後5月の議会への報告等も済ませまして、無事確定いたしました。本日はその骨子に基づきまして、事務局で素案を整理させていただいております。その中には、前回の骨子ではまだ具体的につくり込みしていなかった、10の施策に基づく個別の具体的な取組みが記載されております。時間的には3時間弱、大変短い中ではございますけれども、ぜひ様々ご意見いただきながら、こちらの素案をブラッシュアップしていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
都市デザイン 課長	ありがとうございました。 続きまして、委員の皆様をご紹介します。まず、会場出席の方からになります。 谷委員でございます。 坂委員でございます。 鈴木政雄委員でございます。 山形委員でございます。
山形委員	山形です。お願いします。
都市デザイン 課長	鈴木忠委員でございます。 橋本委員でございます。
橋本副会長	よろしくお願いいたします。

都市デザイン 課長	稲垣委員でございます。
稲垣会長	稲垣です。
都市デザイン 課長	柏委員でございます。
柏委員	おはようございます。
都市デザイン 課長	上田委員でございます。
上田委員	よろしくお願いいたします。
都市デザイン 課長	続きまして、オンラインの出席委員の方をご紹介します。 小島委員でございます。 入江委員でございます。 早川委員でございます。 寺内委員でございます。 木村委員でございます。 濁澤委員の代理で、京王電鉄の乾様でございます。 ありがとうございます。続きまして、本日もUDアドバイザーとしてオブザーバー参加いただいております男鹿芳則さんでございます。
男鹿氏	よろしくお願いいたします。
都市デザイン 課長	続きまして、事務局でございます。 都市整備政策部長の笠原でございます。 都市デザイン課長の私、青木でございます。よろしくお願いいたします。 担当係長の新岡でございます。 担当の小林でございます。

都市デザイン
企画調整担当
係長

後ろのほうに担当の松村でございます。

青山でございます。

中里でございます。

なお、本日も区の関係部署の職員がオンラインで出席してございますので、ご承知おきください。

また、株式会社アークポイントの方にご同席いただいておりますので紹介いたします。

寺島さんです。平山さんです。金さんです。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、審議に入る前に審議会の進行につきまして、確認事項をご説明させていただきます。

1つ目は、議事録と名簿の公開についてです。本審議会では議事録を実名公開しております。また、議事録の作成に当たり、速記の委託事業者へ会場内の音声とリモートの映像等を提供させていただいております。あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

2つ目は、議事進行に関してのお願いになります。発言する際は、オンライン参加の方もいらっしゃいますので、視覚的にも発言者が分かりやすいように必ず挙手をしていただき、会長の了承を得てからお名前を名乗っていただき進めるよう、よろしくお願いいたします。

3つ目は、傍聴される方へのお願い事項となります。注意事項を記載している紙を用意しておりますので、ご一読をお願いいたします。遵守いただけない場合は退席いただく場合もございますので、ご承知おきください。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、リモートでご出席されている委員の方へのご案内につきましては、事務局の新岡よりご説明いたします。

事務局、新岡でございます。リモートで出席されている委員の方へご案内いたします。会議の初めは、音声をミュートにしてください。質問等のご発言は、手を振っていただくか、チャットで「はい」と入力し、進行役の了解を得てください。ご発言が終わりましたら、マイクをミュートにしてください。時間が超過しそうな場合は、私より時間が迫っていることを会長にお伝えいたします。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、音声トラブルなどの事務連絡はチャット機能をご利用ください。

都市デザイン課長	マイクの切り忘れがあった場合は、事務局側でマイクをオフする場合がございますので、ご承知おきください。 リモート参加の注意事項は以上となります。 事務局、青木でございます。続きまして、本日の審議会終了予定時刻でございます。事務連絡を含めまして、閉会時間は12時30分を厳守とさせていただきますと思います。円滑な会の運営にご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 なお、リモートで参加されている区職員の方におかれましては、時間の許す範囲で構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、次第2「議論」に移らせていただきます。ここからの進行は稲垣会長にお願いいたします。 稲垣会長、お願いいたします。
稲垣会長	皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。 今日は次第をご覧くださいますと、2「議論」というところですが、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）の素案について」ということで、皆様にご審議いただきたいと思います。 お手元に資料4があるかと思いますが、前回までの議論の中でこちらの骨子の内容を皆様にご審議いただいたところでございます。 この資料4の骨子を基に、今回その次の素案、さらに肉づけしたものが資料1として、事務局から案として上がっておりますので、こちらの内容についてまずご説明いただいて、その後に皆様から、それぞれのお立場、視点からご意見を頂きたいということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、こちらの内容について、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
議事	
都市デザイン企画調整担当係長	事務局、新岡より「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）素案」についてご説明いたします。 4月に開催いたしました令和6年度第1回審議会でご意見を頂いたものを反映し、骨子案を5月28日に議会報告し、骨子となりました。参考

に送付しておりますので、お時間のあるときに骨子をご確認ください。

それでは、改めまして資料1「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）素案」をご覧ください。骨子から変更になった部分を中心に
ご説明させていただきます。

まず表紙をめくっていただきまして、区長挨拶を経て、目次でございます。第1章から第4章、資料編で構成されております。第1章「計画の策定について」から説明させていただきます。

第1章の「計画の策定について」でございます。タイトルを「はじめに」から「計画の策定について」に変更しております。

続きまして、1-1「策定の背景」でございます。こちらはページごとに注釈を入れてはどうかというご意見を頂きましたので、そのように構成を変更しております。

1-2、1-3の内容の変更はございません。

続きまして、1-4「計画の位置付け」でございます。こちらは(3)「本計画が関連するSDGsのゴール」を追記いたしました。目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」が本計画に関連するゴールです。

続きまして、1-5の変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、第2章「推進計画（第3期）の考え方」についてご説明いたします。

2-1「社会の変化」でございます。社会の変化の記載順が「ハードや制度などでバラバラとなっており、整理したほうがいいのでは」というご意見を前回の審議会から頂きましたので、項目ごとに整理し、順番を入れ替えました。(1)「環境の変化」、(2)「区民の生活の変化」、(3)「制度の充実」で分類しております。その他の大きな変更はございません。

続きまして、第3章「計画の基本理念、取組方針、施策」です。

3-1「基本理念」、3-2「基本理念を実現する取組方針」に変更はございません。

3-3「施策の体系図」でございます。変更点から説明いたします。また、こちらの図だけではなくて、追加で送らせていただきました「施策の体系図」でもご覧ください。

10の施策を一部修正しております。まず、施策名が「UDによる〇〇の整備」という書き方と「〇〇のUD整備」という書き方の2種類がございましたので、「ユニバーサルデザインによる〇〇」に統一しております。

また、1から4の順番ですが、ユニバーサルデザイン推進条例の基準の順番に合わせまして、建築、道路、公園、公共交通の順番に変更しております。また、6から7の順番も入れ替えをしております。蓄積・活用する施策を6にして、情報発信を7としました。6「ユニバーサルデザインによる情報発信・取得」としておりましたが、「取得」をタイトルから取りまして、取組み内容に「取得」を記載しております。

続きまして、新たに加わったユニバーサルデザイン推進の取組み案についてご説明いたします。

第2期後期計画では「施策事業」という表現方法で25の施策事業がございましたが、施策は10に集約しております。また、表の右側には具体的な取組みを、現在は32個ございますのでご覧ください。

なお、毎年度行うスパイラルアップの対象は取組み32ごとではなく、10の施策ごとを想定しております。

施策1「ユニバーサルデザインによる区立施設の整備推進」を例に説明いたします。

こちらの施策の取組みは、表の右側にある1-1「区立施設のユニバーサルデザイン整備推進」、1-2「区立小中学校のユニバーサルデザイン整備推進」、1-3「既存区立施設のバリアフリー改修推進」です。数字の最初が施策番号、次に取組みの番号です。

これまで施策事業の中に事業所管課が複数あり、異なる取組みを報告いただいておりますが、分解して事業所管課ごとにしております。1つの取組みで複数の所管課があるものもございますが、1つの取組みを役割分担して取り組んでいる場合でございます。

続きまして、こちらの取組みを設定するに当たり、第2期後期計画の施策事業の見直しを行いました。第2期後期計画であった類似の施策事業は集約し、1つの取組みとしております。

また、ユニバーサルデザインの取組みかどうかの整理を行いました。ユニバーサルデザインはだれもが利用できる生活環境の整備をする考えであり、不特定多数の方が利用する公共施設、公共空間について考えるのが基本であるため、住宅改修、自転車通行空間整備、おもてなし

事業にあった喫煙所の整備などを取組みから外しております。

これらはユニバーサルデザイン推進計画においてUDに関連する取組みからは外れますが、事業所管課にある計画や方針に基づき、引き続き取組みを推進しております。区として取組みを行っていないということではございませんので、ご承知おきください。

続きまして、新たに設けられた取組みを紹介いたします。

1つ目は、8-6「認知症バリアフリーの推進」でございます。こちらは庁内会議で追加するように意見が出たものでございます。これまでも小学校出張講座にて認知症に関する講座を連携して行っておりますが、認知症に関する理解などを推進する取組みでございます。タイトルにつきましては、現在、所管課と調整中でございます。

2つ目は、9-5「教職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進」でございます。こちらはインクルーシブ教育が始まり、教職員への理解も必要であることを踏まえ追加いたしました。

新規の取組みは以上です。

続きまして、3-4「施策別の取組み内容」でございます。

先ほど体系図で施策と取組みを説明いたしましたが、ここからは施策別に「施策の目標」「施策の基本的な考え方」「取組み内容」を記載しております。

「取組み内容」には、第3期計画の前期期間に取り組む内容と担当の所管課名を記載しております。現在、施策3以外は写真の掲載がございませんが、準備が整い次第、追加していく予定です。

施策1をご覧ください。こちらは区立施設建築の取組みとなります。取組み1-1「区立施設のユニバーサルデザイン整備推進」、1-2「区立小中学校のユニバーサルデザイン整備推進」、1-3「既存区立施設のバリアフリー改修推進」でございます。

施策2をご覧ください。こちらは道路環境整備の取組みとなります。2-1「歩行者空間のユニバーサルデザイン整備推進」、2-2「道路の不法占用物除却の推進」、2-3「放置自転車対策等の推進」でございます。

施策3をご覧ください。こちらは公園整備の取組みとなります。3-1「公園緑地等のユニバーサルデザイン整備推進」は公園緑地課に加え、今年度組織改正でできた公園整備利活用推進課も加えておりま

す。

続きまして、施策4をご覧ください。こちらは交通移動サービス関連となります。4－1「公共交通施設・車両バリアフリー整備の促進」、4－2「公共交通不便地域対策の推進」、4－3「福祉移動サービスの周知」となります。

続きまして、施策5をご覧ください。民間施設への支援関連でございます。5－1「小規模店舗等におけるバリアフリー改修整備の支援」、5－2「商店等における合理的配慮の提供支援」でございます。

施策6をご覧ください。「ユニバーサルデザインによる情報発信」でございます。6－1「窓口でのコミュニケーションツールの活用」、6－2「利用者に配慮した情報発信」、6－3「災害に備えた情報発信・取得」でございます。

施策7をご覧ください。「ユニバーサルデザイン情報の蓄積・活用」でございます。7－1「トイレ・ベンチ情報の公開・更新」、7－2「ユニバーサルデザイン整備事例の蓄積・公開」、7－3「ユニバーサルデザインガイドラインの周知」でございます。

施策8をご覧ください。「ユニバーサルデザインの普及啓発」でございます。8－1「出張講座の実施」、8－2「ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行」、8－3「だれもが参加できるイベントの開催」、8－4「ユニバーサルスポーツの推進」、8－5「防災塾の実施」、8－6「認知症バリアフリーの推進」でございます。

施策9をご覧ください。「ユニバーサルデザインの担い手づくり」でございます。9－1「ユニバーサルデザインの取組みを広げる担い手づくり」、9－2「防災に関する担い手の育成」、9－3「職員のユニバーサルデザインに関する研修の実施」、9－4「『やさしい日本語』研修の実施」、9－5「教職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進」でございます。

施策10をご覧ください。「ユニバーサルデザインの取組みの推進」でございます。10－1「整備基準の適切な運用と見直し」、10－2「ユニバーサルデザイン事後点検の実施」、10－3「ユニバーサルデザインアドバイザー派遣」でございます。

続きまして、第4章「ユニバーサルデザインの推進の仕組み」でございます。

第4章に関しては大きな変更はなく、骨子では4-4「UD推進事業への区民参加と協働(事例)」で3つの事例を記載しておりましたが、内容を充実させて、現在資料編に記載しております。第4章の説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料編でございます。今、記載している1から7の構成となっております。

1「第2期における特徴的な取組み」は、骨子で4-4「UD推進事業への区民参加と協働(事例)」で記載した内容も含めた、第2期における特徴的な取組みを記載しております。今回資料編に記載しておりますが、移動等円滑化促進方針や先導的共生社会ホストタウンは第1章に記載がありますので、本編の第1章内にコラムとして記載したり、その他の内容では第3章の取組み内容の具体例になっているものもございますので、そちらに移行したいと考えております。例えば1-4「出張講座とまち歩き点検の実施」は、第3章施策8のうち8-1「出張講座の実施」の写真で利用するなどです。

1-3「専門家を交えた建物の設計・施工」や1-5「UDサポーターの養成と活躍」などは、第2期計画中の事業事例として本編第2章もしくは資料編に掲載してはどうかと考えております。後ほどご意見を頂ければと存じます。

続きまして、2「世田谷区の人口等の概況」、3「世田谷区のユニバーサルデザインのまちづくりの動向と主な取組み」、4「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出と適合状況」については、お時間のあるときにご確認ください。

続きまして、5「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)検討過程」をご覧ください。資料編の45ページになります。5-4-2「第2回区民意見交換会」での概要が記載されておりますので、意見を要約してご説明いたします。

6月15日に行われました区民意見交換会ですが、午後1時半から、場所はうめとぴあで開催いたしました。参加者は区民とUDサポーター6名と審議会委員4名、区議会議員2名、事務局、男鹿さん併せて14名の合計26名で意見交換いたしました。当日は4班に分かれて、ハード整備、情報サービス、普及啓発のテーマごとに意見交換を行っております。

資料編では、施策順に意見を要約しております。

施策1では、聴覚障害者に対する設備が不足していることや、居心地のよい空間とすることなどのご意見がございました。

施策2では、歩道での自転車等の通行があつて危険であることや、視覚障害者誘導用ブロックの上にある不法占用物についてのご意見がございました。

施策3では、災害時に利用できることへの情報提供や、公園内のベンチやトイレに庇(ひさし)があるとよい、といったご意見がありました。

施策4では、駅やバス停におけるバリアフリー整備やデマンド交通に関する意見がございました。

施策5では、バリアフリー改修工事の補助制度についての周知、小規模店舗の接遇やバリアフリートイレを増やしてほしいといったご意見がございました。

施策6では、お店のバリアフリー情報をもっと分かりやすく、使いやすくしてはどうかといったご意見がございました。

施策7では、多様な情報伝達が必要であること、アプリを利用する際はプライバシーに配慮することなどのご意見がございました。

施策8では、「ユニバーサルデザイン」という言葉が分かりにくい、伝わっていない、イベントでは楽しそうなイメージや既存のイベントに取り入れてはどうかなどといったご意見がございました。こちらの施策が一番多くのご意見がありました。

施策9では、担い手を増やすには広報普及に力を入れてはどうかといったご意見がございました。

施策10では、小規模店舗のバリアフリー整備状況は20年前から変わっていない。ソフト面でも制度化できないか、といったご意見がございました。

その他のご意見は、お時間があるときにご覧ください。

続きまして、6は「ユニバーサルデザイン推進条例」の条文です。

7「用語集」は、本編で主に出てくる用語や関連する用語について順次対応しております。まだ不足している用語もあるかと思いますので、順次追加してまいります。以上が資料編でございます。

その他、資料2は素案の概要版でございます。本編の構成や内容に合わせて、順次修正等行います。

稲垣会長	素案の説明は以上となります。 本日は骨子案から新たに追加された部分、第3章を中心に議論をいただきたく存じます。第3章3－3「施策の体系図」、3－4「施策別の取り組み内容」でございます。また、資料編1に追加した「第2期における特徴的な取り組み」の掲載場所についても、ご意見をお聞かせいただければと思います。 なお、資料送付の際お知らせしましたが、審議会終了後の7月8日までに追加意見も受け付けております。本日ご意見を出せなかった、もう少しじっくり考えてから意見を出したいという方は、事務局まで別途ご意見をお寄せください。本日は短い時間での審議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。 事務局からの説明は以上となります。 稲垣です。ご説明いただきましてありがとうございました。 それでは、全体ボリュームが結構ありますので、切り分けてこれから議論させていただきたいと思います。今日は長い、3時間ぐらいの会議ですので、途中で休憩を入れたいと思います。 休憩の前と後で分かれるのですが、皆さん、冊子の資料1の目次をご覧ください、第3章の部分が今回メインですね。新たにかなり具体的な取り組みについてのご提案が入っておりますので、これは休憩後にさせていただいて、休憩までは第1章と第2章と第4章、こちらは前回議論いただいた骨子案から引き継がれているところになるのですが、こちらの内容についていま一度ご確認ください、まだ完全に決定ではもちろんありませんので、第1、2、4章の内容についても「ちょっとここ気になるね」というところがあれば、ご意見を頂きたいと思います。第3章はまた後でご発言いただく機会を設けますので、第1章、第2章、第4章、資料編も含めてですが、ご意見があれば頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。ございますか。 オンラインの方は挙手のボタンを押していただければ、僕も一番気づきやすいかなと思いますので。 少し付け加えられたりしていますよね。SDGsの目標が付け加えられたりとか、そういったようなところありますけれども、いかがですかね。特にございませんか。
-------------	--

皆様ご意見をお考えの間に、私が一委員として気になることを発言させていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。ほかの皆様、いらっしゃらないですかね。いらっしゃらなければ、私、先に発言させていただきたいのですけれども、この1章から3章に行くまでの流れですが、第1章のところでは「計画の策定について」ということで、「策定の背景」があって「推進計画とは」とか、そういう基本的な情報の整理があって、「目的」があって「計画の位置付け」とあります。それで「計画期間」。これはいろいろな行政の計画の中で、初めの第1章は、おおむねこういう形で始まるようなところですよ。そして第2章のところ、第3期計画の考え方というのが始まるわけです。

今、改めてこの全体を見てみると、第2章が結構唐突ではないかなと思うのです。というのは、第2章の中に「社会の変化」とか「見直しの課題」とか書かれているのですけれども、ここの部分が文字だけになっている。簡潔に整理されているのですけれども、資料編、かなり後ろのほうですけれども、資料編の1をご覧くださいと「第2期における特徴的な取組み」とあります。これはもうすぐ終わろうとしている第2期ですけれども、ここに具体的に写真であるとか、資料の図とかが描かれていて、充実した内容で具体性を伴ったものになっています。だからこそ資料編にきたのかもしれませんが、ただ第3章の第3期の計画内容を理解するに当たって、この資料編の1は本編のほうに入れたほうがいいのではないかなと思うのです。

第3章に向かって第2章があるのですけれども、7ページから示されている第2章のところだけよりも、これにプラスアルファで資料編の冒頭にある、第2期計画の期間中での社会変化、計画見直しの課題背景として、一体どういう動きが具体的にあったのかというのは第2章に記述があったほうがいいのではないかなと思うのです。ここで記述があって、それを理解した上で、第3期計画に流れていくのだなと読み解けるのかなと思ったところでございます。

たとえば東京都の福祉のまちづくり推進計画とかを見ると、実はその後の資料編の2にあるような人口とか、そういった話も入ってくるのです。あまりなんでも2章に入れ込むと、ボリューム的にバランスが取れなくなりますが、せめて第2期計画で特徴的な取組みは何だったのかということは、第2章の本編に入れたほうがいいのではないかなというの

	が私の意見ですけれども、こちらに何かコメントはございますか。賛成とか、それ違うのではないかとあったら教えていただきたいのですけれども。 山形さん、お願いします。
山形委員	山形です。今のご意見は、私も賛成をさせていただければと思っています。こういう言い方は審議委員として適当かどうかは何とも言いかねるところもあるので、この総意を手にとるときは、大多数の方は序盤をすごく入念に目にして、中盤以降の条文の内容とかそういったことは、案外さらっと見て終えてしまうという傾向がなくはないということもありますので、序盤のところにこれまでの取組みが具体的に分かる写真等と、それから特徴等というのを挿入するのはすごく大事なことでないかとお聞き受けしましたので、賛成をいたします。以上です。
稲垣会長	稲垣です。どうもありがとうございます。ほかいかがですか。できればそうしたいなと思うのですけれども、それによる弊害とか、僕が気づいていないような視点があれば教えていただきたいと思いますと思いますが、特にございませんかね。 特にないということで、そういう意見がありましたというのを議事録に載せていただいてご検討いただきたいと思います。 ほかにはございますか。第1章、第2章、第4章の内容で、いま一度見てみて、ここ直したほうがいいのかということないですか。 小島さんから手が挙がっていますので、ミュートを外してご発言ください。
小島委員	小島です。質問です。今話している資料1の本編と、資料2と資料3の中の図を照らし合わせると、内容はほとんど同じなのですが、どちらの時系列が一番最新の情報なのだろうというのがよく分からないので教えてください。今、この素案の資料1が最新のデータだと思いながらコメントしてもいいですか。
稲垣会長	事務局からお願いします。

都市デザイン 企画調整担当 係長	資料1が最新のものです。資料2の概要版は資料1を基に抜粋して作っているものなのですが、若干ずれているところがあったら大変申し訳ございません。
稲垣会長	稲垣です。小島さん、ちょっと教えていただきたいのですが、何か情報にずれがあるのですかね。具体的に、例えばどこが気になりますか。
小島委員	今、手元に資料がたくさんあり、紙をめくりづらいのですぐにどことは言いつらいのですが、審議会の位置づけみたいなのが書かれていたページ、資料2か資料3のどちらかの図も資料1に描かれているものと構図が違うので、どっちを信じて何についてコメントすればいいのかというのがよく分かりませんでした。資料3の12ページです。
稲垣会長	最後のほうかな。審議会の位置付け。資料3だったら12ページ目ですかね。
小島委員	そうですね。それが資料1だと、先ほど説明を受けたときに違う絵になっていた気がするので、どっちが今現在、最新なのだろうというのがちょっと分からなくて確認でした。何を見てコメントするのが適切なのかというのが分からなくてコメントできなかったというのが私の今の気持ちです。
稲垣会長	分かりました。ありがとうございます。今ちょっと見ると、審議会の位置付けの説明の図は変更なさそうなのですが、いずれにしても資料1が一番今最新状態だにご認識いただいて、ご発言いただければと思います。資料3、例えば——ごめんなさい、僕、今見ていたのは資料4でした。
都市デザイン 企画調整担当 係長	資料3はスケジュールで、資料2が概要版になります。

稲垣会長	いずれにしても、資料1が今のところ最新の状態で、こちらに対してご意見いただきたいということです。骨子から今回の素案を事務局で検討するにあたって、幾つか修正されている可能性はありますので、それで恐らく情報がずれているというご認識かもしれません。その変更内容がちょっと違うのではないかとご意見があれば、全然忌憚なく頂ければと思いますけれども、そんな感じでよろしいですか。
小島委員	もう一度確認させてもらいたいのですが、今日の発言は資料1だけを見ればよいということですか。
稲垣会長	資料1を見て発言いただいて、例えば資料2のほうは概要になるので、これは簡略版として、この表現方法はもう少し別の表現があるのではないかのというのがあればおっしゃっていただきたいと思います。細かい、例えば文字が違うとか、そういったようなことに関しては資料1を優先させていただければと思います。
小島委員	あともう1つだけ確認させていただきたいのですが、たしか先週の金曜日に追加資料が届いていたかと思います。これは、これを最新として考えればよいということですか。
稲垣会長	事務局からお願いします。
都市デザイン 企画調整担当 係長	金曜日に送ったものは、3-3「施策の体系図」が資料1だとA4で作っていて、見開きにしたときに分かりにくいので、A3判のものを送付させてさせていただいております。内容については同じものになります。
小島委員	分かりました。ありがとうございました。失礼しました。
稲垣会長	ありがとうございます。 それでは、こちら会場のほうからございますのでお願いします。
鈴木忠委員	視力障害者福祉協会の鈴木です。参考資料の4ページに私が建物の模型を触っている写真が出ていますが、本当に小さい模型だったの

	で、全体が分かりませんでした。 今回新庁舎に行ってみて、10階建ての建物というのは、小さい模型だと全く想像がつかないという感じがいたしました。
稲垣会長	ありがとうございます。ページ番号、資料編－4のところで、確かに鈴木さんが模型を触られている写真がありますね。この模型が、少しサイズ感を把握するのに分かりにくいところがあったのかなというところですかね。 庁舎整備に当たって、見えない人に対してどのように説明をするのかというところで、こういう模型とか、触知図とか、触知キットとか、そういったようなものがかなり有効だと思いますけれども、当事者の意見を聞きながら、説明責任を果たせるような見せ方を検討しないといけませんねということだと思います。ありがとうございます。 今日は庁舎整備担当の方もいらっしゃいます。今の議論を聞いていらっしゃるかと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。特にコメントは求めませんが、よろしくお願いいたします。 ほか、いかがでしょうか。上田さんですね。お願いします。
上田委員	私も質問というか、確認になりますが、第4章が、骨子からこの事例が外れたというお話がありましたが、その経緯と、それから先ほど会長からありました2期に行われた様々な事例を盛り込むということがどういった関係にあるのかなと思いました。お伺いしたいと思います。
稲垣会長	事務局からお願いします。
都市デザイン 企画調整担当 係長	4章の4－4、骨子案のときにあったものですね。そちらは3つしか事例が掲載されていなかったのもう少し内容、ボリュームを入れて追加しますよということでしたのですけれども、4－4の中に入れておくのは、最後の最後に出てくるのはおかしいのかなということで、資料編に内容を充実させて記載しておりましたが、「資料編に入れておくのはもったいないね」ということで稲垣先生からもご指摘いただいたとおりで、前に持ってこれないかなということで、今検討しているところでございます。 資料編のほうに入っているのですけれども、前半によく分からない用

	語、例えば「移動等円滑化促進方針って何？」と、最初に見たときに皆さん分からなかったりする可能性もございますので、前のほうにコラムで載せたりですとか、ちょっと工夫をして、読んでいる方にも分かりやすいものにしたいと思っております。 以上です。
稲垣会長	よろしいですか。
上田委員	ありがとうございます。そうしますと、先ほど稲垣会長からあった3期に唐突に入る前に、2期の特徴的な取組みの事例を資料編から外へ出してくるということにもつながるということですね。
稲垣会長	もちろんその通りです。
上田委員	ありがとうございました。
稲垣会長	ご確認いただきましてありがとうございます。今の話で少し思ったのは世田谷区の「移動等円滑化促進方針」はマスタープランとも言って昨年度議論しましたけれども、この説明は結構難しいと思うので頑張らないといけませんねというところです。 世田谷区のマスタープランは、全国的な考え方とはちょっとまた違う考え方というか、位置づけが少し違うところがあります。バリアフリー基本構想の策定のハードルが高いから、マスタープラン、促進方針をつくりましょうというのが、国が出している基本的な流れなのですが、世田谷はそうではないので、その辺りは説明を分かりやすくしていただきたいと思います。 ほか、いかがでしょうか。 部長からお願いします。
都市整備政策部長	1つだけ。小島先生にお話しいただいた資料3について、こちらのスケジュール表ですけれども、今回、素案本体の説明に注力した関係で省略させていただいています。 こちらについては、現段階からのこちらの推進計画を策定するまでの

流れとして書いてあります。恐らく小島先生が気にされたのが、策定の経緯の中でこの審議会がどう関わっていくのかというところが、素案の中に書いてある位置づけと併せて少し見えにくかったのかと聞かせていただきました。

ご覧いただいている横に大きく点線が出ている「今後のスケジュール」のところで、今画面共有しておりますけれども、6年7月1日の第2回UD審議会とあります。上のほう、グレーになっている骨子案やそちらについての委員会への報告等を経て、事務局で作った素案の案というのですか、素案について本日のUD審議会で議論いただいて、またその後、事務局で7月8日までと言っていたと思うのですけれども、そこまでも様々ご意見を頂いて、その内容をUD審議会の意見としてまとめていきます。

その内容を、この後スパイラルアップとかが絡んできて、審議会的には少し飛んで分かりにくいところがあるのですが、こちらの本日7月に頂いた後、庁内でUD審議会から頂いた意見を反映させた素案はどうかという判断をしながら、四角で囲ってある6年9月に改めて素案として議会のほうにも出して、こちらで固めていきたいという旨の話をしていきます。

そちらが固まれば、改めて様々な行政関係の計画等であります、いわゆるパブコメ的な区民意見募集をかけていった上で素案を案にブラッシュアップして、その案について11月のUD審議会で改めて区民意見はどうだったか、またそれがちゃんと反映されているかといった視点も含めて審議会の皆様にご審議いただいた上で、最終的には12月にこちらの形でということで、審議会から世田谷区に答申を頂く。そんなスケジュールで今考えております。

小島先生、内容的に私の説明が正しかったかどうか分かりませんが、スケジュールについてはそんな考え方で進めております。以上です。

稲垣会長

小島さん、いかがですか。資料3についての補足説明を頂きましたけれども、何かございますか。

小島委員

ありがとうございます。

稲垣会長	部長、ありがとうございました。 ほか、いかがですか。第1章、第2章、第4章。 特になさそうですので、休憩はまだ早い気がするので、第3章の最初の3-1と3-2だけちょっとお伺いしたいと思います。3-3と3-4がかなり深いので、3-1と3-2を休憩前にやってみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 冊子の11ページですね。資料1の11ページのところで第3章ということで、基本的には骨子と変わっていないのですけれども、こちらの内容について3-1と3-2、1ページだけですが、何かございますか。いま一度ご確認いただいて、気になるところありますか。 3-1「基本理念」があって、3-2の取組み方針1、2、3というのがありますね。そちらを受けて3-3「施策の体系図」につながっていくというところになります。その源流といいますか、基本理念。ここも結構今まで議論したかと思いますが、再確認ということで、よろしそうですか。 3-3の「施策の体系図」のところの左上に「基本理念」とありますよね。これが3-1の「基本理念」からつながってきているところです。12ページの右半分に取り組み方針1、2、3が縦に並んでいますけれども、それが3-2に書いてあるところからそのままつながっています。 よろしいですかね。特になければ、パワーを蓄えて休憩にしましょうか。いつもよりちょっと早めに動いていますけれども、恐らく3-3、3-4でかなりご意見あるのではないかと思いますので、そちらに時間を譲ることとしまして、皆さんこちらの資料の内容をご確認いただくことも兼ねて、今から休憩の時間を取りたいと思います。 今、私の時計で10時26分ですが、35分にしましょうかね。では、10時35分まで休憩とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。
------	--

《休憩》

稲垣会長	35分になりましたね。オンラインの方もお戻りでしょうか。よろしいで
------	-----------------------------------

柏委員	すかね。 それでは、後半に行きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 では、3-3と3-4の今回新たにかなり具体化されている内容について、皆さんにご議論いただきたいと思います。 別途A3の紙で、3-3に関して、「施策の体系図」というのはA3のほうが分かりやすいということで。資料1ではページが両面になってしまっていますので、分かりやすくA3でつながった状態で別紙として配付されておりますので、そちらをご覧くださいと思います。 3-4は資料1、14ページからずっと続いていくところになりますので、こちらの内容について皆様からご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。 柏さんですね。マイクをお願いいたします。 柏です。よろしくお願いいたします。確認で、私、前回の部会に出ていないのですが、先ほど施策が25から10に減って、直接UDに関係ないことは、区としてはやるけれどもこの中に入れないという形だったと思います。 そういう意味で、前、例えばシェアサイクルがあつたけれども、今回はUDとは関係ないという形で外れたかと思います。最近シェアサイクルに似たような形でレンタル電動キックボードとか、いろいろあると思います。その交通体系がまだ確定されてない中で、いろいろな道路の問題とか歩行者とか、障害がある方にとってレンタル電動キックボードとの兼ね合いというのは結構戸惑われるのではないかと思います。そういった形ではどう捉えているのかを教えていただきたいと思います。
稲垣会長	事務局からお願いします。
都市デザイン 企画調整担当 係長	事務局、新岡です。ご意見ありがとうございます。 おっしゃるとおり、自転車とか、レンタルの自転車や電動キックボードとか、そういったものの交通マナーというものはとても大切なものになってくると思います。 道路空間、歩道空間の整備としましてはハードのほうの整備だけで

	はなくて、そういった使い方に関するところというのも関連はしてくるかなと思いますので、そちらにつきましては19ページの2-3「放置自転車対策等の推進」に記載がございます。2つ目のポツのところで「自転車の交通安全教室や講習の開催、広報媒体の活用等により、交通安全の啓発を進め交通マナーの向上を図ります」ということで、放置自転車対策等の推進もしつつ、そういった啓発も事業所管課のほうで進めていただいておりますので、取組みとしてこちらに記載してございます。以上でございます。
柏委員	ありがとうございます。
稲垣会長	柏さん、よろしいですか。
柏委員	はい。
稲垣会長	関連して僕もこれに意見があるのですが、時間がもったいないので、皆さんの意見を先にお伺いしてから、まとめて述べたいと思います。 上田さんですね。お願いします。
上田委員	上田でございます。同様なのですが、前回25の施策の中から10と11、住宅関連が外れたということでございました。これに関しては私もかなり重きを置いておりましただけに、どういった経緯か、また各所轄ということで都市整備政策部もおありですし、それから高齢福祉部、障害福祉担当部という所轄の関連もあると思いますので、お聞かせいただければと思います。
稲垣会長	ありがとうございます。第2期の計画は、会場では冊子でお配りされております。そちらには住宅関連のユニバーサルデザインの普及啓発とかあるのですけれども、それに関して今回見直し、なくなっているのだけれども、ということかと思います。 それでは、事務局から経緯等をご説明ください。
都市デザイン	事務局、新岡です。

企画調整担当 係長	住宅に関して今回外しております理由の1つとしまして、まず25の施策がユニバーサルデザインのまちづくりに関連するものなのかどうかというところを、1つの見直しのポイントの中に入れさせていただいております。その中でだれもが利用できる施設、公共施設だったり、場というところをまず整備することが必要なのではないかとということで、順次分類しているところではございます。 第2期後期の中に入っていた障害者・高齢者の住宅改修に関しましては、個別の住宅の、その方に合わせた住宅改修の整備というものになってございます。その方、個人に対する制度というものになりますので今回は外しておりますが、障害の部署や、高齢の部署でやっている事業がなくなっているわけではなく、区としてそちらは大事な事業としてやっているものでございますので、ユニバーサルデザインの観点からどうかと考えたときにはちょっと違うのかなと思うのですが、区としては大切な取組みとして今後も進めていくことになっておりますので、そこは安心していただければと思います。 課長から補足がございます。
都市デザイン 課長	都市デザイン課、青木です。 理由につきましては、今、新岡から話をさせていただいたとおりでございます。第3期の計画につきまして、住宅の生活環境の整備に関する支援ということで、第2期計画であった先ほどの施策10は「住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発」でした。 今回は施策の8ということで、資料1の35ページになりますけれども、8-2で「ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行」がございします。こういったところで、区が作成している「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」の冊子もございしますので、そういったところでの普及啓発は引き続き行っていきたいと思っております。 それと施策の10でありますけれども、資料1の44ページです。施策の10-3で「ユニバーサルデザインアドバイザー派遣」というのがございします。※印が3つございしますけれども、一番最後のところで「ユニバーサルデザイン改修などに高い知識を持った協会等」と書いていますけれども、専門家や団体等と協働いたしまして、居住支援課で開催する「住まいに関するセミナー」などへUDアドバイザーの派遣などができる仕組

	みを今後検討していきたいというところで、住宅に関する支援もこういった観点での支援は引き続き行っていきたいと思っています。以上でございます。
稲垣会長	ということらしいですが、上田さん、いかがですか。
都市デザイン 企画調整担当 係長	小島先生が手を挙げています。
稲垣会長	小島さんは、これに関連しますか。今の議論に関連するのだったら、ご発言いただきたいと思いますけれども。
小島委員	少し関連するかもしれませんが、もうちょっと大きい話がしたいです。
稲垣会長	そうしましたら、少し関連するかもしれないのでご発言いただいて。上田さん、よろしいですか。 少し関連しそうだということなので、小島さんのほうからお願いします。
小島委員	これまで第2期で10年間かけて、いろいろと25の施策について話してきたと思います。それが今回10の施策になり、さらに32の取組みに変わっています。これまでの流れでいくと、これはものすごく大きな変化ではないかと思うのですね。どうしてこのような形に変わったのかという説明が、今どこにも書かれていない状況です。 多分、初めて見る人にとったら、どうして先ほど挙がっています障害のある方の住宅改修に関してなくなってしまったのか。「これからも安心して。事業はあります」と言われていますけれども、それがどこにどんなふうに残されていて、ちゃんと継続し続けられていくのかというところの説明が見えていません。その辺が急になくなってしまったように目に映ってしまうというのは、よろしくないのではないかと思いますので、その辺りの対策とか対応が必要ではないでしょうか。きちんとした理由を説明することがとても大切なのではないかと思います。

稲垣会長	意見です。以上です。 ありがとうございます。先ほどの柏さんのご質問とも関連するところか と思います。 委員の皆様が一番気になっているのは、続けてご発言が出ましたけれども、数が減っている、対象が削られているのではないのかというご懸念です。ユニバーサルデザインのまちづくりというのが一体何なのかという、それに直接関係ないかなという話もあったりするのですけれども、その辺りの皆さんの議論が多分今回一番メインなのかなと思います。いかがですか。あと個別のご指摘とかでも構いませんので。 上田さんはよろしいですか。
上田委員	上田です。実は11月でしたか、「第2期計画の実施から見えてきた第3期計画に向けたUD推進事業の課題と新たな視点」という資料を、11月に資料3として先に頂戴していました。これと今回のご提案である10の施策、それから32の取組み、どう整理していったらいいかなと思って自分なりに考えていたのですけれども、その過程があって、今ご提案があったと思います。 お時間を要して申し訳ないのですが、もしかなうなら、一つ一つこの25の施策からなぜ10の施策と32の取組みになったのか、経緯が分かると少し今後の検討の参考になるのではないかと思います。お時間が難しいようでしたら、またの機会で結構です。
稲垣会長	ありがとうございます。稲垣です。今、結構重要なお指摘頂いていて、柏さんから始まって上田さん、小島さんと重要なお指摘で、議論の連続性がないのかなというご指摘ではないかと思います。 11月の審議会に、今の第2期の施策事業は25あるのですけれども、その立てつけの課題であるとか、PDCAのスパイラルアップの進め方の課題とか、そういうことをまとめられた資料が確かにありました。第2期の審議会自体の進め方、部会自体の進め方の課題というのがある、そういうところで施策事業をコンパクトにしようといったことを1つの案として事務局が今考えていて、その考え方はまたこの先、計画の策定作業が進んでいく中で説明するということになっているはずです。

都市デザイン
企画調整担当
係長

今回のコンパクトになった内容の説明はされているのだけれども、コンパクトにした考え方とか…、今まで都市デザイン課は事務局としていろいろな関係所管課と調整してこうなされていると思うのです。その辺り、全部つぶさにはご説明は難しいかもしれないですけれども。結局、上田さんの今おっしゃっていたところというのはお答えいただいたほうがいいのかなという気がするのですけれども、何かお答えできそうですか。

純粹にユニバーサルデザインのまちづくりと直接関係ないからこれは省いていますというのは、少し違うと思うのですね。その辺りをお伺いしたいと思うのですが、いかがですか。

事務局、新岡です。まず、第2期後期の25の施策の分類に関しまして関連するものがかなり多かったということで、整理したほうがいいのではないかというご意見はたくさん出ていたかと思います。

その中で、事務局でどこが関連しているのかとか、事業報告がAとCは同じ内容が書いてあるとか、そういったものは全部見直して、一緒にならないかということを検討したところからスタートしております。

その中で一番すっきりしたのが、1から4のところ、道路は道路、建築は建築、公園は公園という形で、まずこちらを分類しております。それ以外に情報と普及啓発、担い手。それを全て包括するような形で10というものが出来ております。

まずそこに、10に分類した後に、具体的にその中で何かをやるのかが全く見えない、この施策のタイトルだと何をやるのか全く見えないというところで、これまで25でやってきた事業の内容を、今32記載しておりますけれども、その中に落とし込んでいって、具体的に何をやるのかというのを記載しております。

こちらのタイトルだけでも何をやるのかがよく見えないというところがありますので、素案の中のそれぞれの施策1から10の中で取組みの内容、具体的にこういうことをやりますということを、その施策の目標と考え方、取組みの内容と分類して記載しております。その中で、具体的に何をやるのかというのを見ていただく形になっております。

事業所管課も施策の基本的な考え方に基づいて、ユニバーサルデザインの考えでどういった取組みをやるのかということを念頭に置いた上で取組みの内容を記載しておりますので、そういうような整理の仕方を

	しております。
稲垣会長	補足ありますか。お願いします。
都市デザイン 課長	事務局、青木です。新岡が説明させていただいたとおりですが、皆さんにも第2期計画の冊子があるので、それも併せてご覧いただければと思うのですが、33ページに25の施策が載っているかと思えます。 例えばNo.4ですが、「ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践」というのが今の施策事業に入っていますが、そもそもこのスパイラルアップを施策事業に位置付けるのはおかしいのではないかと、今年度5月の部会において、スパイラルアップを行っていただきましたけれども、その中でもこのNo.4というのは除いてスパイラルアップを行わせていただいております。ですので、こういったところはまず省かせていただいたところもあります。 またNo.6からNo.20のところ、No.6に区立施設の整備というのがありますが、そのほかにNo.12で「災害時利用も含めた学校施設の整備推進」ですとか、No.13で「災害時に使えるトイレの整備推進」と書いています。ここは区立施設を整備するに当たって、災害時も含めた内容であり、また、トイレの整備もあるので、これはあえて分ける必要はないのではないかと、今回まとめて、区立施設の整備ということで、施策1でまとめているというような流れがあります。 また、16から18でも自転車関連の施策事業ということで3つ分かれていましたけれども、この3つは多いのではないかと、審議会からのご意見も頂いておりましたので、今回1つというよりは、道路環境の整備の中に含めさせていただいたという経緯がございます。 昨年度からこういったところは審議会でもご説明をさせていただいたところですが、この第3期の素案の中でその過程というのが、説明が少し不足しているのかなと思っております。今後の案の作成に向けましては、今回の3-3のところ「施策の体系図」となっていますので、第2期から第3期にどういった経緯で変わったかというようなところの説明書きとか何か入れると良いのではないかと考えております。 以上でございます。

稲垣会長	こちらから手が挙がっております。 鈴木さんからお願いいたします。
鈴木政雄委員	高齢者グループ代表の鈴木と申します。今、災害時のお話が出ましたよね。毎日のように世界中で何百年ぶりの、多摩川があふれてもおかしくないような話が幾らでも出てくるのですよね。今、非常にいいお話をしたと思うのですけれどもね。 これ、我々がやっているのは有事のときではないのだよね。平時のときの話がほとんどだと思うのですよ。有事になったらどうになってしまうのかなという、地震が来るなんて大騒ぎしながら、何かその辺がいまいち腹に落ちないというのかね。別途でやっているなら別ですけども、UDのほうからそういう何か考え方が必要なのかと。それがちょっと今、私も揺れているのですけれどもね。これだけ騒いでいて、何千年ぶりだなんて大騒ぎになっている。こうなったときに平時のことだけやっていたけれども、何も役に立たなかったというのでは本当に情けなくなってしまう。 私この素案を何回も読ませてもらいましたけれども、よくできていますよ。満点というぐらい。なぜかという、高齢者の立場から見ると、高齢者というのは年中地球の重力と闘っているのですね。毎日が必死に。ところが、これ見ると10か所以上座れるベンチというのが出てくる。よくここまで拾ってくれたなと、本当に感謝ですよ。どこか出かけてもくたびれて、そういうの探すのだよね。私はもう85ですから。 ただ、気になるのは、先ほど災害時のお話をされていましたよね。その辺の網羅というのが、本当にこのまますらずらと行ってしまっているのかなというのが1つ疑問だということだけお話ししたいと思います。ありがとうございました。
稲垣会長	ありがとうございます。たしか前回の審議会で、前々回かもしれませんが、災害の視点というのは軸としてきちんと据えないといけないということで。
鈴木政雄委員	前回、私、休んでしまった。

稲垣会長	鈴木さんがおっしゃっていたような気もしますが。災害の視点に関してはいかがですか。どのように整理されて、今回のUDの計画に反映されているかご説明いただけますか。
都市デザイン 企画調整担当 係長	事務局、新潟です。今回、災害に関しまして3つの取組みが記載されております。もともと第2期のときはトイレの話がメインで記載されていて、トイレばかりやっても災害時はトイレだけではないというところで、災害時にどういった取組みになるのかと考えたときに、まず情報ではないかというところで、6－3で「災害に備えた情報発信・取得」というものが入ってきております。 そのほか8－5「防災塾の実施」というのは、もともと第2期後期計画の中でも入っていた「防災塾の実施」は継続して行うということで普及啓発のところに入っているのですが、それ以外に担い手づくりで、「防災に関する担い手の育成」というところで、よく審議会の中でも女性とか外国人とか子どもの視点での避難所運営とかできているのかというご意見が出てきておりましたので、女性の防災リーダーの育成に関する取組みが9－2に今回入ってきております。 実際、災害対策に関しては災害対策課で細かい計画を立てて、災害時に備えているかと思うのですけれども、ユニバーサルデザインの視点でどういったものができるかというものに関しましてはこちらの3つを挙げさせていただいて、スパイラルアップしていくという取組みの中に入っております。 以上です。
鈴木政雄委員	分かりました。
稲垣会長	ありがとうございます。横から失礼いたしますが、第3期計画の1－2も防災ですか。ハードの話が今なかったので、ハードの話は極めて重要ですね。情報の話と担い手の話、あと防災力を人間の力として高めるというお話が今あったのですが、ハードの話は建築物のところで基本重要なので、1－2で、区立小中学校でハードの防災の話になっているのですけれども、こちらだけでよろしいですか。1－1には入れなくてよろし

	いですか。区立施設に関しては。
都市デザイン 企画調整担当 係長	事務局、新岡です。ハードのほうの整備に関しましては、施策1の中で、1-1も当然取組みとしては入ってきます。
稲垣会長	そうしたら、記述しないといけないですね。1-1に記述がないですよ ね。
都市デザイン 企画調整担当 係長	記述が足りない部分に関しましては、今後追記していきます。
稲垣会長	ですから、委員の皆さんから「何かこれなくなったね」というお話が出てくるのは、そういったところもあるかもしれませんね。こういうところにまとめて移転というか、セクションが変わっているのだけれども、「そこを見たら書いてないね」といった話が結構あったりするのです。 今回ボリューム結構あるので、整理されている作業が結構大変だったと思うのですが、皆様お気づきの点があれば、ご指摘いただけると事務局も大変助かるのではないかと思います。 もう1つ、ちょっと申しわけございません。
都市デザイン 企画調整担当 係長	早川先生と小島先生が手を挙げています。
稲垣会長	分かりました。先ほどの防災塾ですけども、防災塾のところが37ページの8-5、こちらもご説明いただいていたのだけれども、ここはユニバーサルデザインの観点で何やるのかというのが書かれていないのですよね。防災塾の実施はしますよね。災害対策課が取り組んでいくのだけれども、その中で多様な区民とか、そういう観点で何をやるのか、UDの計画としてどうなのかというところが求められてくるのかなと思うところです。

都市デザイン 課長	委員の皆さん、僕はこのような視点で資料を見えています。何かヒントになればいいかなと思ひまして発言させていただきました。 課長、その後お二人ご発言いただきますので、もう少しご辛抱ください。課長、お願いします。 稲垣会長、ありがとうございました。 まず施策の体系ですが、施策があって、施策の目標があって、基本的な考え方があります。34ページをご覧いただければと思うのですが、(5)で「地区の防災力向上」ということが書いてございます。3行目に「共助の力による高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者への支援の強化」ということで、避難行動また避難所の運営においてこういった多様な方が、誰もが利用できるというところの視点が必要だという基本的な考え方を述べさせていただいてございます。その上で、各所管課で取組みをするという形で、防災塾については8-5で書いてございます。 会長のお話のとおり、8-5のところでは基本的な考え方を踏まえた形が抜けているのかなと思いますので、少し加筆を検討させていただければと思います。ありがとうございます。
稲垣会長	よろしくお願いいたします。本当はここで全体のことを書かれているから、それが全てに影響しているのだよと理解したいところなのですが、恐らく個別のところにもその記述が反映されているとよいのかなというところでございます。お願いします。 それでは、今3人の方が手を挙げておられますので、順番にご発言いただきたいと思います。まだご発言いただいていない方からでよろしいですか。もしくは何か関連するから、私どうしても先にしゃべったほうがいいのかという方はいらっしゃいますか。大丈夫そうですね。 そうしたら、すみません、小島さんちょっと後にさせていただいて、早川さんからよろしくお願いいたします。
早川委員	早川でございます。今、皆さんのお話も伺っていて、私も10の取組み案の体系図と第2期の25の施策事業と照合しながら取組み内容をめくるという形でも、とても照合しにくいです。これは2期と3期の体系図の、

	2期の25の施策はどこに入ったのかという一覧表を作っていたか ない、一々めくって、ほんのちょっと出ていたからここなのだからか みたいなチェックしていたら絶対に抜けが出てきて、非常に危険な ことだと思います。今ここで一個一個ここがないのではないかと いう議論をしていると、全部気になり始めてしまうので、一度 ちゃんと事務局で照合表を作っていて、それをベースに議論 するほうがよろしいのではないかと思います。 個別には、私も気になるところはいろいろあります。ここが抜 けているのではないということもあるのですが、一旦そこだけにし ておきます。 以上です。
稲垣会長	ありがとうございます。進行のこともちょっと気にかけてい ただいて、大変助かります。2期と3期の体系図の対照表のよう なものですよね。2期の取組みのものがどのように統合されて、 3期でコンパクトになっているのかというところが分からない。 質問して初めて分かるような状況になっているのではないかと いうようなことかと思います。 入江さん、いかがですか。
入江委員	せたがや子育てネット、入江です。ありがとうございます。 先ほどの早川先生のご指摘もそのとおりかなと思ひまして、 どこからお話ししていいかというのが今回難しかったなと思ひ ました。「個々の指摘については差し控える」とおっしゃって いた方もいた中で恐縮なのですが、前回の議論から漏れてい る箇所があったかなと思ひたところをお知らせします。 7ページの第2章2-1の(1)②の「多様なニーズが増え」と いうところですが、私のほうで、社会事情の変化みたいなと ころで具体的にお示しするとお伝えしていたのですが、そこ がお伝えし切れませんでしたので、別途お知らせしたいと思 います。 あとは、11ページの3-2の真ん中の四角です。「だれもが 自由に移動でき、公平・平等に利用できる生活環境の整備を 行い」というのが、「目指し」と皆さんで合意したように記憶 しております。ご確認をお願いいたします。

	もう1つ、先ほどのお話の中で40ページの9-2、一番上です。女性防災リーダーを育成するというような内容になっているのですが、こちらにも目的を追記したほうがいいのではないかと思います、なぜ女性なのかというところ。例えば「生活者、子ども、子育て目線の充実のため」とか、そういった記述を補足するとよろしいのではないかと思います。 あとは冒頭の2ページですけれども、前回の議論で2ページの最後の段落に災害のことをまず盛り込んだほうがいいのではないかとのお話を出していて、ちょっと入れにくかったから、後のページから災害のことを入れ始めたのかもしれないですけれども、ここで入れない意図みたいなものがあるのでしたら教えてください。 以上です。
稲垣会長	ありがとうございました。いろいろとご指摘いただきましたけれども、確認したいのですが、最後におっしゃった、防災のことはここに書くという話でしたねというのは5ページですか、2ページですか。5ページかな。
入江委員	2ページです。
稲垣会長	2ページですね。第1章の1-1。ありがとうございます。
入江委員	「これまでの」の段落です。
稲垣会長	そうですね。課長、手が挙がっています。お願いします。
都市デザイン課長	事務局、青木です。たしか入江委員からは、社会の変化による課題というところが、もう少し具体的なものを入れたほうがいいのではないかとのご意見があったかと思っておりました。 すみません。災害に対するというところは抜けていまして、社会の変化による課題のところの前に「少子高齢化に伴う働き手不足やICTの普及など」ということで、社会の変化がどんなものかという具体例を少し入れたところではあります。そこに災害の例を少し入れたほうがいいのかというご意見でしょうか。お願いいたします。

入江委員

ありがとうございます。新たな文言も入っていたこと気づけたのですけれども、災害対応のことも入れるべきかなと思いました。お願いいたします。

稲垣会長

ありがとうございます。あと11ページの3-2の基本理念のところですけれども、取組み方針1の説明文のところ「だれもが自由に移動でき、公平・平等に利用できる生活環境の整備を行い」ではなくて、「目指し」。そんな議論ありました。ちょっとご確認いただければと思いますので、事務局のほうよろしくお願いいたします。「公平」とか「平等」という言葉のニュアンスと連動して、そういう議論があったように記憶しています。ありがとうございます。

小島さん、お願いいたします。

小島委員

小島です。私からは2点あります。

以前の第2期の施策と今回の32の取組みを比較しながらずっと見ていましたが、第2期計画の第7番の「ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進」というところは1-1に入ると考えていいのでしょうか。1-1の資料を見ますと、その中に「本庁舎」という言葉がどこにも見当たらないので、これはどこに入るのかなと思いました。

5月18日の新庁舎の内覧会にも参加させていただいたのですが、とても課題が多いなと感じています。このこともまだ議論をきちんとし切れていない。そしてそれが、第2期、第3期に同じことがないように、これからもUDの視点で新庁舎がより多くの方に使いやすいようにしていきましようということで、これまで議論が行われてきたかと思います。その辺りはどうなってしまうのかなというのがとても不安に思いました。

それから、今日ご説明いただいた32の取組みの中の8-5、8-6、9-4、9-5とかですかね。新規取組みとして挙げられているものが、どうして新たに付け加えられるのかというところは少し分かりやすい説明が必要だと思います。全体の体系図をもし作っていただければ、どうしてこれが必要なのかということも含めて、これまでの10年間、そしてこれからの10年間どんな社会変化があって、どうしてこれらが大切なのかということが分かるといいかなと思いました。

	難題を要望しているのはよく分かっていますが、私からの意見は以上です。
稲垣会長	ありがとうございます。2点頂きましたけれども、1点目はすぐお答えできるかと思います。2点目はどうするかという話は早川先生からのご指摘にも連動してくるところかと思うので、事務局から1つ目のほうをお答えいただけますか。
都市デザイン 企画調整担当 係長	事務局、新岡です。本庁舎に関しましては、1-1にハードの整備のほうは入ってきます。 小島先生がおっしゃっていた今の課題をどうやって反映していくかというところですが、10-2の「ユニバーサルデザイン点検の実施」で考えております。といいますのも、ユニバーサルデザインの事後点検をこれまでやっていなかったということがありましたので、しゅん工したものにしましては事後点検をやっていこうというところを考えております。 その中で、今、本庁舎の整備が、第1期棟が終わったところですので、そちらでUD点検を実施した後、その結果を1-1にフィードバックしていくというような意味合いも込めまして、10-2は庁舎管理担当がやりまして、1-1は庁舎建設が事業所管課に入っております。そういった役割分担をしつつ、きちんと見直しをして反映していこうということはこちらで考えております。 次の質問で、新規のものがどうして入ってきたかというものになってくるのですが、庁内でも、認知症に関する方の希望を持って生きていくための取組みをユニバーサルデザインの計画の中に取り入れるべきではないかという意見が出てきておりました。 その中で、もともと出張講座等で、認知症に関連する講座を子ども向けにUDの普及啓発の出張講座のメニューと一緒にやっていたということもありましたので、今回連携して「認知症バリアフリーの推進」という、こちらの書き方、所管から頂いたものをそのまま記載しているのですが、認知症の理解とかをまず始めていくというものをやっていこうと思っております。 体系図などで、どうしてこれが必要なのかというのが分かってくるようなものを作ったらどうかというご意見もございましたが、そちらのほうは

	素案から案にかけていく中でどういったものがあるのか検討しつつ、考えてみたいと思います。
稲垣会長	ありがとうございます。小島さん、いかがですか。
小島委員	ありがとうございます。新庁舎に関しては、新庁舎もちゃんと見ますよという意思といいますか、役割がきちんと果たせるように、今ご説明いただいた1－1と、あと10－2ですかね。その中に、「新庁舎もちゃんと継続していきます」ということをきちんと表現できたほうがいいのではないかと思います。
稲垣会長	稲垣です。ありがとうございます。事業所管課の中に庁舎建設担当課とか庁舎管理課が入っているので、区立施設というところに新庁舎も入っているのだという理解なのかなと思います。 部長から、よろしくお願いします。
都市整備政策部長	様々ご意見ありがとうございます。特にもともとの25施策と今回の10の施策の関係性というところを今共有させましたが、いま画面共有しているこれが2月の本審議会で、25を10個にまとめていくのにどんなくりをしたらいいかというときに示させていただいた資料です。 右側の丸数字やタイトルは、その後、先ほど説明しました言葉を統一しようとか、そういったところで若干は変わっていますが、1から25の施策について、それぞれこんなふうにまとめていったらいいのではないかと、まず2月にご説明させていただいております。 ただ、個別の取組みに文言が足りないとか、そういったお話をたくさん頂きましたので、事務局でも改めてこの表に立ち返って、それぞれのこれまでの25の施策がきちんと10の施策に取り込まれているかどうか、また文言で誤解がないかどうか、その辺は併せて再度確認させていただきます。ありがとうございます。
稲垣会長	ありがとうございます。今Zoomの画面共有のほうに出ておりますけれども、これが2月。なので、先ほど上田さんがおっしゃった資料とはまた別の資料かなと思いますけれども、ここで一応まとめたところがありま

山形委員

す。どうやらいろいろと見直しを図っていく中で、この枠組みでは整理し切れないところがあるのではないかとということですかね。

例えば第2期で施策事業という固まりとして捉えていたもののこのこの取組みとこの取組みに関して、第3期ではこちらとこちらに移動してきますよとか、そもそもの施策事業の第2期で言っている枠組み自体が結構大きく変わっているところがあって、そこは第3期では分かりやすくなったわけですね。ハードと情報と担い手、協働関係となっているので。この第2期でいう施策事業の枠組みだけでは、なかなか表現し切れないところがあるのではないかとということが見えてきているのかなと思います。

新庁舎に関しても実際に建設する部隊と検討する計画部隊というのが、その辺りの情報も風通しがよくなるようにうまく整理できるといいのかなと思います。これは早川先生がおっしゃっていたご意見が一番の基になるのかなと思います。

いかがでしょうか。ほかにご意見ございますか。山形さんですね。

山形です。先ほど上田委員から住宅関係の重点施策の取組みについてのご提言、ご質問があったかと思います。そのお話が議論の最中に別のお話に移行してという流れがあったりとかしましたので、そこを私も確認できればということがありましたので、また戻させていただければと思いました。

この議論自体は重点施策全体についての審議ということになりますので、全体施策についてというところでの質問であったりとか意見につながっていくのですけれども、ご報告も含めましてお話をさせていただければと思います。

まず住宅関係の施策についてですけれども、これもともと調整部会になる前の部会に所属をしていたときに、まさに上田委員とも一緒に住宅改修支援であったりとか、住宅関係施策のスパイラルアップをどう進めていけばいいのかというのを、結構具体的な意見も明示をしながら提言に入れていただいていたというところがあります。

その経緯もあったりとかしたのですけれども、今回調整で部会が再編成されまして、当時一緒に審議をしていた上田委員等の委員と私が分かれまして、もともとの第2部会に所属していた者が調整第2部会では

ほぼ私だけということになりまして、その中でも住宅関係施策についての意見・提言をどこまで明記していくかというところを、部会長とも一緒に議論を続けながら、今、部会での意見取りまとめというところに入っておりまして、そこを先生にも委ねてという途中経過があります。

その中で実は住宅関係、住宅改修支援の所管である障害施策推進課とも審議会としての意見、提言、申入れをさせていただくのと併せて、ふだんから私の日頃の仕事なり活動なりで連携がありますので、障害施策推進ともその後のやり取りは続いているのですけれども、新年度に体制が一新しました。もともと住宅改修支援の施策について、個別の改修事例に基づいてという回答、返答は所管課から頂いていたのですけれども、新年度の体制になりまして、改めて住宅改修支援制度等を含めまして、関係職員一致して認識の共有と研修の取組みに当たっていきますというところを新年度の担当所管から実際に頂いて、こういった形でできるかというお話を今続けているという状況です。

そういう個別というところから、区として、所管として、全体としてというところで認識が変わっていったという状況もあったりする中でのご質問というか、意見になるのですけれども、もともと世田谷区の「いえ・まち推進条例」の流れがあって今の「ユニバーサルデザイン条例」になってきているといったりとかする中で、法制度のスパイラルアップをしていく中で住宅関係の施策についての見た目、数が減っているというところに関して、もともとの「いえ・まち推進条例」の流れを汲んで「ユニバーサルデザイン条例」を展開していくという方針であるのか、あるいは「いえ・まち推進条例」の部分を発展して、ユニバーサルデザインという2つ併せたものに特化した施策に変えていくのか、踏襲していくのか、発展・変更していくのかという方針の明記というのか、具体的に施策をどうするかということのもっと前の方針の部分の明記は、特に住宅、「いえ・まち」の「いえ」の部分が見た目ちょっと少なく見えるという状況もあったりとかする中で、条例の捉え方から見る施策の捉え方についての経緯と今後というところがない中での施策についての審議、議論になってくると、ちょっと足りないのかなと思います。もっと大本の部分の確認・共有、議論というところが必要ではないかと。具体的に担当所管も年度ごとに意識が変わっているという状況もあったりしますので、そこも踏まえつつ、我々審議会がこの条例と施策をどういう認識で捉えているのかと

いうところをもうちよっと一致させたほうがいいのかなと思いました。

これ、もともと「いえ・まち推進条例」から、政策の立案等から含めまして、「ユニバーサルデザイン条例」への移行というところにもよく精通していらっしゃる男鹿さんの意見を頂きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

稲垣会長

ありがとうございます。僕も今このタイミングで男鹿さんにご発言いただくことが一番いいと思いましたので、アドバイザーの男鹿さん、よろしくお願いいたします。

男鹿氏

男鹿です。住宅都市・世田谷なものですから、何で「福祉のいえ・まち推進条例」という条例をつくったかということも、当時「東京都福祉のまちづくり条例」は住宅の部分抜きにしていたのですよね。それと同じものでは世田谷区、住宅都市・世田谷では困るということで、「福祉のいえ・まち推進条例」という名称をつけたわけです。それは住宅都市世田谷ということは、今でも「ユニバーサルデザイン推進条例」できたからといって住宅都市でなくなっているわけではないわけですね。なので、それは継承されているところであります。

皆さんもご承知のとおり、「ユニバーサルデザイン推進条例」の第6章「施策の推進」の中に、住宅の生活環境整備に対する支援ということが条文で明記されているわけです。

要するに整備基準をつくって、そういう形の集合住宅を造るということだけではなくて、生活環境の中で住宅ということを重要、要するに、住宅については基本的人権ということをおっしゃる方もいられるぐらい、生活環境の中で住宅というのは本当に中心の部分なので、それについては条例の中で、ある意味27条の辺りで書いてあるわけです。

ただ、推進計画の中でそれをどう捉えるかというのが1つ、今までずっと、多分今日の議論というのは、これまでどういう取組みをされていて、それが今後どういう展開をするかということの議論が中心であって、それは住宅に限ってもそうだと思うのです。今までスパイラルアップの中でどういう議論がされてきて、今後どういう形でそれを展開していくか、第3期計画の中でどう位置づけるかというところをしっかりと議論することは重要なのかなということ。

あともう1つは、これは推進計画の中でいろいろと悩ましいところですが、ほかの所管がやっている事業があるわけで、それに対してそこだけではなくて、UDという視点の中で所管の事業としてもう少しプラスアルファしなければいけない部分については、UD推進計画の中でそれをプラスアルファするべきだとかいうところも現状を把握した上で、これまでの事業の進め方を把握した上で重要な問題だと思っているので、現状把握と今までの取組みの把握というのは、本当は第3期につながっていく重要なポイントだと思います。

あと私の個人的な意見としては、特に条例つくっているときに技術的支援等というところに入れていたり、必要な情報というのは住宅について、今までの在来工法での家がどんどん進んでいくのは仕方がないとしても、何かあったときに住宅改修が必要になってしまうこともあるので、できるだけそういう住宅にならないようにいろいろなガイドブックやハンドブックを作ったり、そういうことを広めることは「ユニバーサルデザイン推進条例」の重要な取組みなのかなということ。

そもそもユニバーサルデザインを提唱したロン・メイスは、もともと集合住宅建設の中で、部屋の設計をUDでしないと使いにくいということからユニバーサルデザインの発想が出てきているので、ユニバーサルデザインの基本的なところにさかのぼると、住宅という問題に行き着いてしまうのですけれども、ただ、今ほかにやっている所管とUD審議会がやるべきことをもう少しいろいろと議論されたほうがよろしいのかなということだと思います。

「いえ・まち推進条例」からの継承としては、集合住宅の技術基準だけではなくて、6章にもちゃんと位置づけられているわけで、それをどう捉えるかということが重要になっていくのかなと思います。

ちょっと長くなってすみません。以上です。

稲垣会長

ありがとうございます。条例に関しては資料1の中にも記載がありますが、今、男鹿さんがおっしゃっていた資料編の56ページ、条例の第6章「施策の推進」の中に、住宅というのはここで「施策の推進」の1つの重要な視点として、生活環境の整備に関する支援とは別建てとして独立して書かれている。住宅都市というお話が今ありましたが、世田谷の住宅都市という特徴がこのように反映され残っているということです。

	住宅に関してはその前のほうでも独立していろいろな基準を設けるべきとか、そういった記述もあるところですけども、推進計画の議論として、この条例の部分をどう読み取って、現状を踏まえながらどう変えていくのかという、山形さんがおっしゃった上部の議論をちゃんとしないといけないなというところかと思います。 このことに関連して委員の皆様からご発言ありますか。今極めて重要なところかと思えますけれども、上田さん、いかがですか。戻ってきました。
上田委員	恐れ入ります。今お話もありましたけれども、UDのまちづくりに、個別的な考え方で公共施設から外れましたので、住宅の項目が今回施策から外れましたというご説明だったと思います。 地域包括支援の枠組みの中でも、住宅というのは暮らしの真ん中にあってしかりだと思っておりますので、どうしても私としてはそこに個性が高いからというだけの理由ではなく、公共の住宅であったり人の基本的な住まいという問題の中では、高齢者や障害者の方の居住に対応した住宅というものの以外でも、「だれもが」というUDの考え方に基づくと、住まいというのは外せないのではないかと、持論ではありますが思っております。 ですから、今回全体の中でバランスもあるのかとは思いますが、もう一度再考していただければという思いはぬぐえません。
稲垣会長	ありがとうございます。 建築ご専門ですので、橋本先生にお願いしたいと思います。
橋本副会長	橋本でございます。私は第2期の本当に最後から委員になりまして、そういう意味では、大変不勉強な立場で今発言をさせていただきます。 それ以前からずっと関わってこられている委員の方々の意見をどう集約した上でここにまとめるのかというのは、今ご意見を伺っていて、大変重要であると思います。新規に委員になった方々も、多分その経緯をご存じない方、今回、今の10の施策に至る経緯が余計に分からない、私自身もそうでございます。ですから今までの議論の中、いろいろな委員の方からご指摘のようになぜ10の施策に、どの部分がどう整理をされ

て、どういう理由で10の施策それから取組みに至っているのかというところに立ち戻って、一度、各委員それぞれ関わった時期が違っていても共通認識がなければ立ち行かないと思いますので、そこは大変重要な段取りとして、今後に向けまして、今ここで、第3期の素案の段階で、各委員が同じ認識を持てるように、意見の相違はあったとしてもここに至るまでの経緯、それから繰り返しになりますが、今10の施策に整理をされるという過程については、きちんとご説明を頂く機会を設けていただきたいと思います。その上で、いろいろな立場からのご意見をもう一度頂く。そういった機会に整理をする必要があるなど、私自身は今思わせていただきました。

以上でございます。

稲垣会長

住宅関係で何か。

橋本副会長

住宅関係につきましては、今、特に上田委員がおっしゃったところはすごく重要なことだと思うのです。地域包括ケアシステムの中心に住宅がありまして、在宅生活の重要性、その質にどのように取り組むのか。それから、地域包括ケアシステムの植物の絵。鉢があって、その中でいろいろなものに取り組みまれていく一番ベースのところは住宅だったのです。その部分をこれからの、特に第2期から第3期、社会の背景と今後の課題というところを整理する上では、そこをもう一度記述するという必要があろうかと思います。その上での整理という一番最初のところですけども、社会の変化、それから見直しの課題というところで1回そこに住宅の問題、これだけ各委員の皆様が重要だというご指摘をくださっていますので、今日はさらっと言ってしまったけれども、1回ここについても、私もこれからもう1回読ませていただきたいと思います。不勉強ではございますが、今までの経緯をもう1回確認をしたいと思います。

我が国の社会の変化の中では住宅を中心にし、また在宅生活をどのように支えていくかという背景で、住宅の問題というのは新たな捉え方として重要性を今認識されているところですので、そこについては1回整理をし直す必要があるかなと思います。

稲垣会長

ありがとうございます。ほかにございますか。関連するご意見ありましたら頂きたいと思いますけれども。

結構、今、住宅関係が出ているのですけれども、第2期ではNo. 10とNo. 11が住宅だったのですかね。この部分というのが第2期では、先ほどの「いえ・まち推進条例」とか住宅都市という話から、ずっと残ってきたところですね。

事務局が、今回、施策事業が多く重複しているので整理しなければならない。これは審議会の総意なので、そこで具体的に手を動かし始めたときにどういうことをするかというと、この住宅関連に据えられている第2期のNo. 10とNo. 11の今のスパイラルアップの状況がどうなっているのかとか、計画推進が今どんな現状なのかということを踏まえて、所管課といろいろ調整しながら今回こういう形で示されている。恐らく、その経緯はあるはずなのですよね。それが私たちのほうにしっかり伝わっていない可能性がある。

一方で、山形さんもおっしゃっていたような、条例の読み解きから考えたときの本来の計画の中にあるべき住宅政策の計画推進の姿といったところもきちんとにらみながら、整合を図っていかないといけないということだと思います。

そういった意味では、第2期から第3期に移行するに当たっての取り組みの整理がどのように行われたのかというところの説明は、今、橋本先生がおっしゃったように必要なのかなと思うところです。

そういう情報がないままで、例えば会議に先立ってレターパックで送られてきたこの資料1を見たときは、「住宅のことが何かすごく軽くなった」とも捉えられかねない。ということは、このまま行くと区民もそう見るかもしれないということですよね。新潟さんが手に取っている人の横で説明をして支えてくれればいいのですけれども、そうはいかないので、議論しないといけないかなと思うところです。

ちょっと今、住宅の話が続いておりましたが、ほかございますか。

坂さん。木村さんも手が挙がっていますので、坂さん、橋本先生、木村さんの順番でご発言いただきたいと思います。お願いします。

坂委員

坂でございます。今回新規ということで、9-5に教員への研修のことが出ております。9の基本的な考え方の(4)を見ますと「インクルーシブ

	教育の推進を図ります」となっていたのですが、インクルーシブ教育は「インクルーシブ」という言葉が出たときに、一番最初に教育から始まっていると思うのですけれども、10年以上前になるのでしょうか。文科省から頂いた中に、教育から始まっていたような気がします。 教員へのインクルーシブ教育という(4)の内容ですけれども、これを見ますと教員にインクルーシブ教育を教えるみたいに読み取れてしまうのですね。ここのところも、インクルーシブ教育の中に、ユニバーサルデザインにも取り組んでいくという教育をしてもらうような形の文言にさせていただいたほうがいいのではないかと思います。 それを受けて9-5にしても「インクルーシブ教育ガイドラインに関する研修を実施し」とありますけれども、これは教員に対してではなく、区民、一般の人たちに対してということなのか。そこに「教職員を対象として」となっているのですけれども、これを読んでみるとどうしても意味が読み取れなくて、インクルーシブ教育に対する共通理解を深めるのは誰なのかということが、この文言だけを見ると誰に対するものなのかとても分かりづらいような気がします。どうでしょうか。
稲垣会長	ありがとうございます。教育関係が今回新たに入っているということで、例えば39ページとか41ページの記述に関してご指摘いただいているかと思います。いかがでしょうか。事務局から。
都市デザイン課長	事務局、青木です。ありがとうございます。この施策につきましてはあくまでも教職員向けの研修ですので、誰がというのは基本的には教職員に対してのものになります。ですので41ページの9-5についても、基本的には黒ポツで冊子にあるとおり、教職員を対象として研修を行うというのがあります。 インクルーシブ教育は、今、坂委員からもおっしゃっていただいたように以前から「インクルーシブ教育」という言葉が出てきていましたけれども、区のほうでも新たに教育委員会でインクルーシブ教育のガイドライン等が策定されてきておりますので、そういったところで、通常学級の職員に向けというイメージだと思われます。特別支援教室とか養護教諭とかは当然障害者の方とかの理解は深まっていると思うのですけれども、そういったお子さんも一緒に同じ教室で授業を行うというところで、教育

	の仕方などについての教員向けの研修があるのでなはいかと思われます。こちらにつきましては、専門になる教育委員会ともう一度文言の調整をさせていただきたいと思っております。 以上です。
稲垣会長	坂さん、今のようなことでよろしいですか。かみ合っていますか。
坂委員	その内容というところで、ここの中に「ユニバーサルデザインに関する教育」というのを入れていただいたほうが分かりやすいかなと思います。
都市デザイン 課長	所管課と調整させていただきます。ありがとうございます。
稲垣会長	ありがとうございます。細かいことを言うのであれば、これは研修の推進ということなので、研修を継続していくということで、これが例えばスパイラルアップの議論になったときには、教育指導課からこういう研修をやっていますというプレゼンテーションがあって、それに対して審議会委員から研修内容はこうしたほうがいいよとか、講評・提案を審議会がするということでしょうか。もしくは、インクルーシブ教育の研修を教員が受けたことによって、一般学級の中でどのようなユニバーサルデザインの教育が実践されて、どんな効果が子どもたちに生まれているのかということまでのPDCAになってくるのか。その辺りも細かいことを言うと気になってはいたので、やったことなのか、もしくはアウトカムまで見ていくのかというところの見方、評価の仕方もここで求められてくるのかなと。計画の基本だと思うのですけれども、ご検討いただければと思います。 橋本先生、よろしいですかね。
橋本副会長	橋本です。見開きの今日机の上に配付された資料1でいいますと、12ページ、13ページにわたるもの、取組み方針のところを拝見させていただいております。 取組み方針2「ユニバーサルデザインによる情報の発信・取得」とございます。発信と取得をわざわざ書き分けて、ここで2つ併記しているわ

けです。ということは、一方的な発信だけではなく、それを受け取る側に対する支援も含めての発信と取得だと理解したのです。特にここの文章を読みますと「だれもが公平・平等に情報を受け取り、サービスが利用できるよう、情報発信の手法の多様化を進め、取り残されることなく情報を取得できるように取り組みます」ということで書き分けてあるので、多様な発信ということと取得できるための支援というものが対なのかなと理解しておりました。それが10の施策になりますと、発信だけになりますね。6番「ユニバーサルデザインによる情報発信」だけになります。

それから、さらに取組みの中の6-2、6-3拝見いたしますと、6-2は「利用者に配慮した情報発信」だけなのです。取得がございません。6-3は「災害に備えた情報発信と取得」となっておりまして、どこでこの発信だけに捉えるというところで判断をされたのか。どのように今回発信と取得を整理しておられるのかというところについて、疑問を持っております。本来であれば、6-2「利用者に配慮した情報発信」と確実にそれを取取得できる支援という併記がこの部分は共通して、10の施策の6番でも「発信と取得」としていく必要があるのではないかと実は思っております。これについてどのようにお考えなのか、ご説明を一度頂いたほうがよろしいと思いますので発言させていただきました。

稲垣会長

お願いいたします。

都市デザイン
企画調整担当
係長

事務局、新岡です。こちらの情報発信と取得に関しましては事業所管課からの指摘でございまして、あくまでも区が取り組んでいる取組み内容としては情報発信になるので、取組みとしては情報発信で止めるべきではないか。受取り側の取得のほうは区民の方なので、きちんと情報を受け取りやすいような発信の方法は区のほうでやるのだけれども、こちらの施策だったり取組みの内容のタイトルに取得まで書いてしまうのはちょっと違うのではないかとということで、一部その取得がなくなっている文章もあります。

災害のほうの取得が残っているのは調整が終わらなかったというところで、事務局側の都合で取得が残っているというところがありますので、今後こちらは整理していく予定ではございます。

橋本副会長	今のご説明ですと、調整していくというのは、消去する方向に向かっている調整という意味で理解すればよろしいのでしょうか。「調整」という言葉を今お使いいただいたのですけれども、なくすということが調整なのですか。今うなずいていらっしゃいますけれども。
都市デザイン 企画調整担当 係長	取得を取るのですけれども、施策の目標として情報をきちんと取得できるように発信しますよということは記載しています。区民側、区の情報を受け取る側の方が「取得」になってくるので、区の実践や施策として「取得」まで書いてしまうのはおかしいのではないかとこの庁内からの指摘がございまして、目標だったり取組みの基本的な考えとしては、区民の方が受け取る、取得できるというところまでを考えた発信をしましょうと記載しているので、タイトルからは消させていただいております。
橋本副会長	今のご説明、私の理解では後退しているようにどうしても感じてしまうのです。取得する側が主体的に取得する気がなければ情報は通じないのですよとご説明いただいたように感じてしまいまして、「災害に備えた情報発信・取得」も確実に取得できることが避難、災害から身を守るという意味では必要な言葉ではないかと思うのです。これについても、「取得」という言葉はこれから消していくのですか。
都市デザイン 企画調整担当 係長	書き方を合わせたほうが分かりやすいかなというところで、全て情報発信で止めるように調整を今図っているところです。
橋本副会長	全体のバランス、それから庁内での調整があるかと思いますが、私、一委員として今の回答に対して納得ができなくて、取得まで、区民のための全体の支援をすることが区のお立場であると私自身は思っておりますので、今の取得を外すという方針で調整いたします、外しますということについては反対申し上げます。今のご説明では納得できませんでした。 全体のバランスの中で、それからそれぞれのお立場があるということで困らせようと思っているわけでは一切ないのですけれども、ただ今のご説明、言い方を変えれば取得するのは区民の自由だと思ってしまう

	ので、確実に取得できるようにまで含めた取り組み方を検討するということは必要ではないかと思うのです。 それが100%取得できるかどうかは分かりませんし、難しい点はあるかと思うのですが、発信しました、そこまでというのではなく、取得できる割合をどれだけ高めるかということまでを取り組みの姿勢として示していただく必要は大いにあるのではないかと、今の状況下で私自身は思いますので、ちょっと発言させていただきます。「取得」という言葉については、こだわりを持って使っていただければと思います。 以上です。
稲垣会長	ありがとうございます。課長、どうぞ。
都市デザイン 課長	事務局、青木です。ありがとうございます。新岡からご説明させていただいたように、取り組みのところについては区が取り組むところということで、タイトルはこの形で、発信という形で考えています。 先ほどもお話しさせていただいたとおり、27ページに施策6がありまして、施策の目標に「だれもが必要な情報を取得できるよう、意思疎通等の多様な手段の保障や普及啓発を進めます」という形ですので、取り組み方針2について書かれている内容から後退しているものではございません。 以上でございます。
稲垣会長	ちょっとよろしいですか。確かに施策を推進する行政側の視点に立ったときに、「取得」という言葉は少し違和感があるというのは、そのニュアンスが理解できる面もあります。 一方で僕も、以前に東京都の福祉のまちづくり推進協議会でも、こういう安全の啓発とか、災害関連の情報発信とか、ユニバーサルデザイン情報の発信といったものは、評価するときには必ずその情報がどのように使われているのかというところの視点がないといけない、例えば啓発物を配りましたとか、ホームページに何か載せましたというだけでは評価にはならないということを申し上げてきました。発信したものがきちんと活用されているのかといったところのスパイラルアップ、PDCAが回せるかどうかというところが肝になってくるような気がします。

発信するのは行政、区だと。受け取るのは区民だと。言っていることは分かります。ただ、受け取ったものがちゃんと活用されているのかを評価して、改善していくのは区ですよ。そういったところまでのニュアンスを入れませんかということです。タイトルに入れるのが調整の中ですごく難しいのであれば、実施する取組みの中に、例えば「配布します」とか、「発信を行います」ということが書いてある。本当に多様な区民が生活に資する情報活用なされているのかというところのチェックであるとか、スパイラルアップを図るというニュアンスは入れるべきなのではないかと思うのです。

タイトルのところをどうするのかという話も、今ここではなかなか合意には至りそうにないので、この具体の記述のところは少し気になると思います。「取得」という言葉がそんなに気になるのであれば、取組み方針2の表現を変えるべきだと思います。11ページにある取組み方針1、2、3の中、2のところに「情報の発信・取得」となっていると。ここに「取得」とわざわざ書いているにもかかわらず、なぜ個別の取組みのところに記述がないのか。質問のご回答を聞くと、それは区がやることではないからとなってしまうと、この取組み方針2の表現との間にかなりそごが生まれると思うのです。

ここの取組み方針2の「発信・取得」のところが僕は気になるので、例えば「発信・活用」にするとか、そうすると区も含めて、この情報が活用されているのかどうかというところをきちんとみんなで考えていけるということになるので、主語・述語の問題が生まれにくいという気がします。

橋本先生のおっしゃることも分かるし、調整中の事務局のお立場もよく分かるのですが、中身が施策の目標のところだけではなくて、きちんと一つ一つの取組みのところまで反映されているということを見せることが重要なと考えますので、ご検討いただければと思います。

すみません。橋本先生、よろしいですかね。

橋本副会長

困らせるつもりでは一切ないのです。ただ、今のご説明、今の状況、この文章を拝見している限りでは、このままでは納得できないというのが率直な意見だということです。庁内との調整も含めて、今の委員長からのご指摘について工夫をしていただければ結構です。ありがとうございます。

稲垣会長

ぜひご検討いただければと思います。

それでは、お待たせしていて申し訳ないのですが、木村さんよろしいですか。お願いします。

木村委員

私が伺いたかったことというのは、今、橋本先生と委員長からの返事がほとんど同じだったのですけれども、ずっと考えていて、あまりにも初歩的なことを言うてしまうかなと思って控えていたのですが、今回全部読み返してみたときに、これは誰に向けて話がされているのだろうという気がちょっとしたのですね。それで今の橋本先生と委員長の話から分かったのですけれども、事務局からは受け取る側がどう取るかみたいな、それは区民、市民であるという話だったのだけれども、区民、市民の目線というよりも、これは誰に向けて書いてあるのかみたいな感じがすごくしました。

それから、この言葉を知っている人が読めば分かるけれども、言葉知らない人、言葉を知らないという言い方はないのですけれども、ふだん目にしていない人たちがこれを見て、どう分かるのだろうと思って見ていて。

先ほども出ましたけれども、例えば43ページ。この1つの施策に対して、ここではできないものをほかの課が、例えば住宅のことだと住宅課がやりますと、43ページに取組み所管課が3つだけ書かれてあるのですけれども、こういう全部いろいろな取組み、ここまでは都市デでこうやっていて、ここから次に入るところはこういう課のほうが細かいところまでやるよというのが分かるとか、そうすれば、専門家だけが見ているのではなくて、一般の区民の人のUDというところを分かってほしいということもあってつくられているはずだと思っているので、そのところがもう少し、細かくて面倒でもちょっとだけヒントがあるような部分があると、例えばいろいろな今まで議論されている部分というのも計画書らしくなるのかなというのがありました。

初歩的な部分の意見で申し訳ありませんが、そういうことです。以上です。

稲垣会長

ありがとうございます。この記述が、誰に向けてこの話がなされてい

	るのだろうというかなり基本的なところで、区民、市民の目線で見たときに、それぞれの記述というのは少し表現の工夫が必要なのではないかというところかと思いますが、今のご意見、事務局いかがですか。
都市デザイン 企画調整担当 係長	事務局、新岡です。文章の書き方については、まだ所管課から来たものを直接入れているところがあって、ニュアンスがばらばらだったりする部分がございますので、頂いたご意見を参考に文章の整理を進めていきたいと思っています。ありがとうございます。
稲垣会長	早川先生、お願いします。
早川委員	早川です。私からは2点です。 まず取組み方針2「ユニバーサルデザインによる情報の発信・取得」の中に、25の施策に「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」というところが以前あったのですが、それが「ユニバーサルデザインライブラリー」という名前ではなくて「ユニバーサルデザイン情報」になったのですが、それは一体どこに行ってしまったのかなというのが1つ疑問です。 もう1つは、10の施策の5番「民間施設へのバリアフリー整備支援」というところが、「情報の発信・取得」に何で組み込まれているのかなと。大きな5番。この5番は上の取組み方針に入るべきものではないかと思いました。 以上です。
稲垣会長	ありがとうございます。2つ頂きました。 まず、第2期計画にある「ユニバーサルデザインライブラリー」はどうなったのですかというところ。2つ目が、10の施策のうちの5番目の「民間施設へのバリアフリー整備支援」が取組み方針1ではないかということですかね。合ってますか。
早川委員	はい。そうです。
稲垣会長	ありがとうございます。事務局の見解よろしいですか。

都市デザイン
企画調整担当
係長

事務局、新岡です。「ユニバーサルデザイン情報」はどこに行ったのかというところですが、こちらは7の施策に入っております。もともと「UDライブラリー」と記載していたのがトイレ・ベンチ情報だったりとか、そういったものだったのですけれども、そちらは7-1で「トイレ・ベンチ情報の公開・更新」、あと7-2で「ユニバーサルデザイン整備事例の蓄積・公開」というものがございます。こちらは今もホームページで掲載はあるのですが、なかなか更新ができていなかったりする整備事例などを蓄積して、公開して、整備の参考にしていただければと思ひまして、こちらを記載しております。

7-3に関しましては、ガイドライン関係をそもそも周知すべきなのにしてないよねというご意見がございましたので、7-3で「ガイドラインの周知」を入れさせていただいて、前回のUDライブラリーの施策をこちらで充実させております。

続きまして、5-1がなぜ情報に入っているのかというところですが、市内でも意見が分かれているところではございます。こちらは民間の施設、民間の小規模店舗等に関するバリアフリー改修支援というものになっておりまして、そもそもこの制度自体をもう少し周知して、活用していく必要があるというところで、今までもチラシの内容に関して、周知の文章の記載方法がちょっとおかしいのではないのかというご意見等がございました。

あと、議会からもこちらはどれぐらい整備が進んでいるのかとか、あとベンチ関係の支援も行っているのですけれども、こちらの制度があまり知られていないというご意見等を度々頂いておりますので、きちんと情報発信して、取組みを推進していくというところでこちらの5番に記載してございます。

以上です。

稲垣会長

早川先生、いかがですか。

早川委員

26ページを見ますと、支援、助成のことは書いてありますけれども、周知するとかいうことは全然触れられていないので、25、26ページの内容だったら取組み方針1のほうだと思います。ハード整備についての

	支援ということを言っているのです。 取組み方針2に入れるのであれば、周知ということをはっきりとうたわないといけないのではないかなと。周知をうたうと、今度いろいろなハード整備の内容についてとかいうこととはまた切り分けないといけなくなってしまうのではないかと思ったりもしまして、何かちょっと据わりが悪いです。
稲垣会長	おっしゃるとおりだと思います。事務局、いかがですか。
都市デザイン 企画調整担当 係長	事務局、新岡です。ありがとうございます。ちょっと据わりが悪いというところはごもっともかなと思います。 情報発信とサービスという意味合いもありましてこちらにも記載しているのですが、施策1のほうに、グループ1のほうに入るのか、こちらの取組み方針2のほうに入るのか、再検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。
稲垣会長	ありがとうございます。取組み方針1でしょうね。情報の、そういう民間事業者に対する情報発信というところを捉えるのであれば、それを取組み方針2のほうに振るか、もしくは取組み方針1のハードの整備を担保するための情報支援をするのだよ、発信するのだよということであれば、取組み方針1のほうに方法論として情報発信を入れてくるか、そういったような考え方かなと思いますので。確かに、この内容だったら取組み方針1だなという気がします。 小島さん、お願いいたします。
小島委員	小島です。私も今の5番の「民間施設へのバリアフリー整備支援」について意見を伝えたいのですが、今ある1から4番は区立施設と道路と公園と交通。でも、町の中には民間施設もあって、そこで初めて町が成立すると思うのですね。だから、ここに民間施設が入っていないとおかしいと思います。現実的にこれまでベンチだったりとか、アプローチの助成事業をされていた。そして、それもこれから継続していく。その事情は分かります。きっと迷われて、今2番のほうに入ってしまったと思うのですけれども、現実的なことを考えると、町の中にあるハードとしてま

	とめるのがよいのではないかと思います。 あともう1つ、この10の施策を全て縦に見てみると、ここだけ「バリアフリー」という言葉が使われている。内容を読んでも、果たしてバリアフリーなのだろうかと思います。この補助制度のところにも「ユニバーサルデザイン」という言葉が使われているので、これは質問ですが、ここであえて「バリアフリー」という言葉を使われている理由、そしてなぜ「ユニバーサルデザイン」という言葉ではいけないのかということについてお尋ねしたいです。
稲垣会長	お願いします。
都市デザイン 企画調整担当 係長	事務局、新岡です。ご意見ありがとうございます。確かにチラシでは「ユニバーサルデザインの整備をしませんか」というような呼びかけをさせていただいております。こちらの「民間施設へのバリアフリー整備支援」という記載の方法にした理由としましては、今あるバリアをなくすという意味でバリアフリー改修支援のほうがいいかなと思って記載しているところではあるのですが、確かにチラシでもユニバーサルデザインの改修支援という書き方をしていますので、書き方を統一させていったほうがよいかと個人的には思いますので、内容を確認して、調整していきたいと思います。ありがとうございます。
稲垣会長	突然で申し訳ないですが、商店関係ですけれども、柏さん、何かご意見ありますか。
柏委員	確かに言葉は統一したほうが読みやすいと思いますので、UDとバリアフリーが両立するよりは統一したほうがよろしいかなと思います。
稲垣会長	小売店とか事業者目線からも、そのほうがいいということですね。「ユニバーサルデザイン」という言葉で統一されたほうがいいのかということかと思います。 早川先生、今、手を挙げられていますかね。ご発言ください。
早川委員	新たに挙げました。この取組み方針2に関連してもう1つなのですけ

	れども、これちょっと私自身も悩ましいなと思っていることですが、8-2「ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行」というところです。情報系は2にまとめたほうがいいのではないかともしったりして、目的が普及啓発ではあるのですけれども、情報発信ということでは情報系は2にまとめて、8は普及啓発活動ということにして、活動は8、情報発信は取り組み方針2に取り込むみたいなすみ分けのほうが、審議委員が今後考える上でジャッジしやすいのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。
稲垣会長	こちらのご意見、事務局はいかがですか。
都市デザイン 企画調整担当 係長	ご意見ありがとうございます。そのように整理したほうが確かに分かりやすいのかなと、今、事務局一同うなずいているところでございますので、皆さん特にほかに意見なければ、こちらの8-2に関してはどこに入るのかな。 部長のほうから発言があるようですので、代わります。
都市整備政策 部長	その方向でと思っていますが、ちょっと悩ましいのが2のほうですとその技術というか、手法というか、点字だったり手話通訳の方がいらっしやったりとか、あとQRコードで音声聞こえたりとか、どちらかという取得しやすい発信の手段に少し特化している部分があるのかなという気はいたします。 こちらは以前もこの審議会で様々頂いた、そもそも「ユニバーサルデザイン」という言葉が知られていないのではないかとということもあって、まずユニバーサルデザインそのものの周知啓発という見方からすると8のほうになってしまうのかなと。正直どっちが適した置き場なのかというのは我々も悩んでおりますので、ぜひ審議会の皆様のご意見を頂いて整理していきたいと思っています。
稲垣会長	ありがとうございます。今の部長の一言で結構揺らぎますね。恐らく、目的が何なのかによって種別されるかもしれないですね。情報の発信という手段のところを見ると、全部情報系はまとめたいという気もするのですけれども、いわば区民参加とか区民協働とか担い手づくりのため

	の情報発信ということになってくると、普及啓発のほうに入ってくるという考え方もあろうかなと思うのですね。 早川先生もおっしゃっていましたが、審議会で議論するときの立てつけとして据わりがいいほうにしたほうがいいのかもしいかなですかね。確かにこれは情報発信だけれども、普及啓発のほうで一緒に議論したほうがいいねということかもしれないし、あるいは最初のご指摘のように、情報関係は全部まとめたほうが議論しやすいね、かもしれないので、その辺りは具体の事業内容とかを鑑みながら整理していただければと思います。早川先生、ありがとうございます。 早川先生、いかがですか。どうぞ。
早川委員	できれば7と8の間に、7. 5みたいなものがあるといいかなと。
稲垣会長	なるほど。それはまた整理が難しいので、7. 5が可能かどうか分かりませんが、ちょっとまたがっているようなイメージですかね。
早川委員	無理やり10の施策ではなくて、11の施策になってもいいのではないかと思ったぐらいです。
稲垣会長	それほど重要なものだ。ありがとうございました。取組み方針2なのか、3なのかということも含めて検討いただければと思います。 今日まだご発言いただいていない谷さん、いかがですか。今までの議論を聞いて。
谷委員	谷です。ちょっと読みづらいなと思って、私も今回は苦戦していました。 10の施策の中の9番「ユニバーサルデザインの担い手づくり」ですけれども、ぱっと見たときに分かりづらいなと思いました。 9－1は区民からだと思います。区民の担い手をつくる。2番はよく読めば分かりますけれども、防災の知識を有する人材の方の中から女性防災リーダーを育成するということですね。3番が職員の方、4番も職員の方、5番が教職員の方、子どもにその後教育するとか、そういうことだと思いますよね。もうちょっと分かりやすい感じで、シンプルに見れた

	らいいのかなとちょっと思ったのですけれども。中途半端な言い方で申し訳ないです。
稲垣会長	ちょっと読みづらいところがあって、具体例として今9のところをおっしゃっていただいた。
谷委員	担い手というのは何を目的としてこの1から5まであるのかなというのも、もう少しはっきりするといいのかなと思ったのですけれども。その辺りをお聞かせいただければと思います。
稲垣会長	38、39ページのところも重要なのかなと思いますけれども、いかがですか。
都市デザイン 企画調整担当 係長	事務局、新岡です。誰が、何の目的で、誰向けに何をしているのかがちょっと分かりにくいという意味合いと捉えましたので、もう少し工夫して、先ほども誰に向けての施策、事業なのかというお話がほかの委員からもありましたので、その辺りをもう少し整理して分かりやすい言葉で、ぱっと見て分かる形をどうにかして取れないか検討してみます。ありがとうございます。
稲垣会長	ありがとうございます。結構お時間が迫ってきているところですが、皆さん、大体お気づきの点等、ご発言いただけているのではないかと思います。この場で、この3時間の中で解決には至らないので難しいところでありますけれども、一つ一つの細かい皆様のチェックも結構頂きました。一方で、かなり大きいところでの話もございました。 全てを振り返っていると絶対時間が足りないので、全体的なところでの議論で振り返りというか、再確認したいところですが、まず条例に基づいて計画を策定して進めていくというところですが、生活環境の整備をユニバーサルの観点で進めていくのかということはどう捉えるのか。その中で、住宅の話がありました。住宅の位置づけをどうするのかというところは、議論ではまだ宙ぶらりんのところがあるのかなというのは否めないところですかね。そこは明確にしないといけないところです。合意形成にはまだ至っていないと思います。

その中で、男鹿さんから頂いたアドバイスの中で私が一番そうだなと、改めて自分の認識が間違っていないなと思って安心したのが、区のいろいろな施策、事業について、担当する所管課はあるのだけれども、UDの観点でそれぞれの取組みを評価するために、プラスアルファで、この審議会で審議をするのだという考え方です。そこがまさしく国内において世田谷区がUDのパイオニアと言われる証左であると。僕はこの審議会の委員に着任した当時から、条例を読みこなしながら、毎回の会議に出て議論すればするほど、そのことを八藤後会長のときから痛烈に感じていました。

それを考えたときに、今の住宅の話もそうですけれども、交通絡みで言えば、例えば自転車のところ、確かに自転車は、部会で交通安全自転車課が3つの施策・事業を毎回状況説明されるのは、委員の多くが多少なりとも違和感を抱いているのも確かで、交通安全自転車課さんもしろいろ対応が大変なところがあります。

その説明内容を見たときに、自転車の活用推進計画とか、ネットワーク整備計画とか、所管課が受け持つ協議会で十分PDCAを回されているような自転車施策の基本的なことを、改めてこのUD審議会でも議論する必要あるのかということには疑問がありますし、そこはカットできるところだと思うのです。

一方で、最初柏さんがおっしゃっていた例えばレンタル電動キックボードの話とかで、新しいモビリティが登場して、結構いろいろと現場で問題になってきていて、その文脈において安全な道路環境がユニバーサルな観点でどれくらい守られているのかという議題については、今回の計画案の内容を見ると、自転車関連が消えてしまっているのですよね。道路づくりの課だけになっている。例えば土木計画調整課だけになってしまったりするわけです。でも、自転車の安全利用、それに類する電動キックボードなどが関わる交通安全の話というのは交通安全自転車課の事業なわけです。交通安全自転車課の事業の中で、新しいパーソナルモビリティとかシェアサイクルに関しては、もちろんそちらの計画で協議会有るから考えていくのだけれども、UDの観点でそれがどう評価できるのかといったところに関しては、こちらの審議会でもチェックさせていただきたいという観点も残すべきだと思うのです。

所管課の軸で申し上げて大変恐縮なのですが、例えば今回、

交通安全自転車課の話は「放置自転車対策等の推進」で終わってしまっているのですよね。けれども、実はそれ以外の通行空間整備の話であるとか、あるいはほかの事業とかについても、実はUDの観点でどう評価できるのかといったところというのは、どこかでプレゼンしていただきたいというのはあるのかもしれない。そういったようなことをご検討いただきたいと思うところです。

「歩行者空間のユニバーサルデザイン整備推進」といったところに関しても、その方法として自転車通行空間の整備があるわけで、点検・評価においてはUDの観点が出てくるのではないかと思います。

例えば区内で何キロ自転車のための矢羽根を設置しましたとか、ここUD審議会でやることはそういったような話ではない。そういったようなところでスリム化が図れるのではないかと思いますので、その辺りをご検討いただきたいと思うところです。

細かい話に及んでしまって申し訳なかったのですが、そういった意味で、そもそもUDの対象ではないから削りましたとか、そのようなことではないのではないのかというのは考えていただきたいところです。

あと、もう1つ大きなところが、第2期後期計画から第3期計画に行ったときに、事業がどう仕分けされているのかといった俯瞰的な図がないと理解ができないというところです。それが本当に廃止になってしまっているのか、これが何か分離して、統合して、発展的に解消していつているものなのか、ちゃんと継承されているものなのか。

委員の皆さんそれぞれのお立場、それぞれの価値観で見ていったときに、第2期計画の中で重要だと思われることは、いろいろ別々だと思うのですが、別々で見たときに、それが第3期になってもこの後ちゃんと考えてくれるのだ、継続して検討してもらえるのだという安心感を与えられるご説明を頂きたいのかなと思います。ここは大変だと思うのですが、その辺り、この後まだ所管課との調整は続くと思いますので、その中でできそうなところを形づくっていただきたいと思います。よろしいですかね。このあたりが本日は非常に大きなところだったのかなと思います。

もうあと残り1分になってしまったのですが、もう1つだけ申し上げますと、新庁舎の話ですが、多くの委員の方々が先日の内覧でお見かけしました。そのときにいろいろなご意見をお持ちだと思います。

都市デザイン 企画調整担当 係長	その意見に関しては所定の意見用紙、集約するものがありますね。そこにぜひお書きいただいて、審議会のメンバーとしてこういう意見が出たのだという整理がなされます。それに対して所管課から、新庁舎の整備の所管課からフィードバックいただけるということだと思いますので、皆様ご意見お寄せいただければと思います。言って終わりということではないのかなと思いますので、ぜひご意見を頂ければと思います。 もう締切りは過ぎているのでしたっけ。まだ大丈夫なのですかね。 庁舎整備のほうのアンケートに関しましては、多分見学に行ったときに、いつまでに出してくださいというご案内があったかと思うので、そちら出されている方に関しての締切りはもう終了しております。 今、稲垣会長からあったのは、審議会としてまとめて出すというお話かなと思います。内覧会に行かれて庁舎整備に一度アンケートをお出しになられている方もいらっしゃるかと思いますけれども、審議会としてまとめて出したいということであれば、そちらの用紙を都市デザイン課に送っていただければ、庁舎整備担当部のほうにお渡しすることは可能です。ただ、回答が審議会宛てにするものになるかどうかはこちらではお答えできませんので、ご了承いただければと思うのですが、そういった形でまとめて出したいということであれば、都市デザイン課に出していただければと思います。
稲垣会長	時間の都合あるので、この後の調整は事務局と私でさせていただきますと思います。 それでは、時間も来ていますので、さらなるご意見ございます場合には、この後メール等で事務局にお寄せいただければと思います。皆様、闊達なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。 それでは、事務局にお戻ししたいと思います。
閉会	
都市デザイン 課長	追加の意見がございましたら、先ほどお伝えさせていただきましたとおり、7月8日までに、事務局までメール等でご連絡いただければと思います。ご意見を踏まえまして、今後、庁内の関係所管とも引き続き検討を行って、素案をまとめさせていただきたいと思っております。

都市デザイン 企画調整担当 係長	なお、庁内の会議体の開催スケジュールの関係上、全て反映し切れない場合もございますけれども、案の策定の過程において、また対応してまいりたいと思っていますのでご了承願います。 続きまして、今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。 事務局、新岡でございます。まず、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。資料3「令和6年度スケジュール(予定)」をご覧ください。 本日の審議会後は、令和5年度スパイラルアップに関する審議会がございます。現在、全体の講評を作成しておりますので、次回審議会で議論いただきます。出欠確認を改めてご連絡さしあげますので、どうぞよろしくお願いいたします。 続いて、9月4日の特別委員会で素案について議会報告の後、9月15日より区民意見募集を3週間から1か月ほどかけて行います。その意見を反映した案について、11月8日の第4回審議会で議論いただき、内容が確定しましたら12月に、区長に第3期計画を答申いたします。令和7年2月の特別委員会で案を議会報告し、第3期計画の策定となります。 令和6年度のスケジュールは以上となります。
都市デザイン 課長	事務局、青木でございます。それでは、最後に事務局より事務連絡を行います。
都市デザイン 企画調整担当 係長	事務局、新岡でございます。事務連絡でございます。本日頂きましたご意見につきましては、会長、副会長と事務局で整理させていただいて、素案のほうに反映させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、次回審議会のお知らせでございます。次回は先ほども申し上げましたが、8月19日月曜日、午後2時からを予定しております。会場は本日と同じ、二子玉川分庁舎の大会議室を予定しております。令和5年度のスパイラルアップの全体講評について議論いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

	最後になります。本日追加で配付させていただきましたが、「世田谷UDスタイルワークショップ」に関するお知らせでございます。 今年度は「移動のUD」をテーマに、全2回開催いたします。第1回は10月12日土曜日に、うめとぴあと区役所周辺のまち歩きを行います。移動の際にある障壁は何か、障害当事者の方と一緒にまち歩きと、世田谷線に実際に載って、買い物などをしながら一緒に体験いただくワークショップでございます。委員の皆様や所属団体の皆様もぜひご参加いただければと存じますので、ご都合の合う方はぜひよろしくお願いいたします。参加いただける場合は、7月16日正午までに事務局までご連絡をお願いいたします。 また、追加なのですが、先ほど稲垣会長からあった本庁舎のご意見につきましては、審議会の意見、本日の追加意見と一緒に、7月8日までに送っていただけますと大変助かります。あまり時間がない中、大変恐縮ですけれども、送っていただければと思います。一度送っていただいても、審議会としてではなくて個別で送っているからもういいですよという方もいらっしゃるかと思いますので、7月8日までにこちらにご意見が届きましたら、審議会からの意見として集約させていただいて送らせていただくかと思います。間に合わない場合は、事務局までご連絡いただければと思います。 事務連絡は以上となります。
都市デザイン課長	事務局、青木でございます。それでは、以上をもちまして……。
稲垣会長	ちょっとよろしいですか。時間過ぎて申し訳ないのですが、今後の進め方です。資料3で議会での報告とかがあるということは、そうなのだと思っているところですが、今日の議論を踏まえると、第2期計画の施策事業が第3期計画にどう反映されているのかとか、継承されているのかとか、あるいはもう廃止されてしまうのかというところが正直見えない中での今日の議論になっていると思うのです。 その中でも、委員の方々がいろいろ頑張って読み取ってご意見は頂いたところだと思うのですが、今日は本当に時間が限られていたもので、3時間も取っていたとはいえ、それ以外にも恐らく多分ここどうなの

	というところ結構あるのではないかなと思うですよ。いまオンラインの方々の様子を見ている、多分そんな感じなのかなとは思いますが。 先ほど申し上げた、問題である第2期計画と第3期計画の関係が整理されたものがきちんと審議会の委員の中でオーソライズされて、それを含めた上での意見が反映できる機会があつてしかるべきような気がするのですが。みんな「うんうん」とおっしゃっている。僕、会長の立場として、今日これで、お疲れさまでしたでいいのかなと思って、このような発言をしているところですけども、その点に関していかがですか。
都市デザイン課長	事務局、青木です。先ほど画面で共有させていただいた、25の施策が10に変わりますというのは昨年度からご説明させていただいたところではあるのですが、おっしゃるとおり25の施策で今いろいろな取組みをさせていただいて、スパイラルアップもしていただいていますので、少し対比ができるような資料を早急に作って、その上で7月8日に意見を頂くような形が望ましいのかなと思っております。取り急ぎそういった資料をお出しできるようにしたいと考えています。以上です。
稲垣会長	7月8日が、今回の追加意見の締切りですが、それまでの間に大丈夫ですか。それは。
都市デザイン課長	多分大変だと思うのですが、私のほうでも25の施策、スパイラルアップを昨年度行っていますので、どんなスパイラルアップを行ったのかというのを1回作ったものもあるので、それを参考にしながら今回の取組み事業がどうなのかというのを少し作れたらいいかなと思っています。 多分それがないと、今日のお話を伺う中では意見をお出しすることが難しいのかなと思っています。今日の今日すぐというのは難しいかもしれませんが、早い段階でお出しできたらと思っています。
稲垣会長	時間がすごく迫っているところではあるのですが、8日はもうずらせないですよ。ずらしてしまうと大変なことになってしまうわけですね。分かりました。

	皆さん、そういう形でまた情報提供なされるのではないかと思いますけれども、ご意見を頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。横から挟んで申し訳なかったです。ありがとうございます。
都市デザイン課長	ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させ……。
坂委員	すみません。11月の日程ですけれども、前に頂いたときに11月18日の月曜日になっていたのですが、8日は月曜日ではないけれども大丈夫なのでしょうか。
稲垣会長	8日は金曜日ですね。11月8日は月曜日となっていたのですか。
坂委員	18日の月曜日にと、前のときにスケジュール表で頂いていたような気がして。
稲垣会長	8日ではなくて、18日になっていたということですか。第4回審議会ですか。
坂委員	そうです。4回。
稲垣会長	第4回が11月18日でご案内されていたらしいということです。
都市デザイン企画調整担当係長	大変申し訳ございません。11月8日の金曜日で修正させていただきます。
都市デザイン課長	申し訳ございませんでした。 ほかにご質問ありますか。大丈夫でしょうか。また終わった後でもよろしいので、事務局のほうにいろいろとお問い合わせいただければと思います。 それでは、本日、長時間にわたりまして、皆様どうもありがとうございました。



—了—